

第2章 アンケートと訪問調査からみる 通信制高校と学校評価の課題

第1節 通信制高等学校に対する調査結果

1-1 回収状況等

今回の委託事業においては、通信制高校を対象とした郵送によるアンケート調査（調査票については後掲【資料1（1）】を参照）と、17校に対する訪問調査を行なった。アンケートの回収状況は表2-1-1の通り、訪問調査対象校の概要は表2-1-2の通りである。なお、第三者評価制度の設計に関する具体的な評価項目の必要性に関する設問1・2、第三者から得たい専門的な助言に関する設問6、第三者評価者に期待する活動に関する設問7、については第4章で設置認可権者、教育委員会からの回答と比較検討する中で扱うので、本節ではそれ以外の設問の回答状況を中心に見ていくこととしたい。

【表2-1-1】 調査票回収状況（通信制高校）

	1.北海道・東北	2.関東・甲信越	3.東海・北陸	4.近畿	5.中国・四国	6.九州・沖縄	合計
回収数	14	34	14	12	12	12	98
郵送数	27	71	15	33	30	21	197
回収率	51.9%	47.9%	93.3%	36.4%	40.0%	57.1%	49.7%

【表2-1-2】 訪問調査対象高校の概況

所在地	学校名	設置者の別
北海道・東北	A 高等学校	学校設置会社立
北海道・東北	B 高等学校	公立
関東・甲信越	C 高等学校	学校設置会社立
関東・甲信越	D 高等学校	学校設置会社立
関東・甲信越	E 高等学校	公立
関東・甲信越	F 高等学校	私立（特区外 学校法人）
関東・甲信越	G 高等学校	私立（特区外 学校法人）
関東・甲信越	H 高等学校	私立（特区外 学校法人）
関東・甲信越	I 高等学校	公立

関東・甲信越	J 高等学校	私立（特区外 学校法人）
東海・北陸	K 高等学校	私立（特区外 学校法人）
東海・北陸	L 高等学校	公立
東海・北陸	M 高等学校	学校設置会社立
近畿	N 高等学校	公立
九州・沖縄	O 高等学校	私立（特区外 学校法人）
九州・沖縄	P 高等学校	公立

1-2 通信制高校が抱える課題について

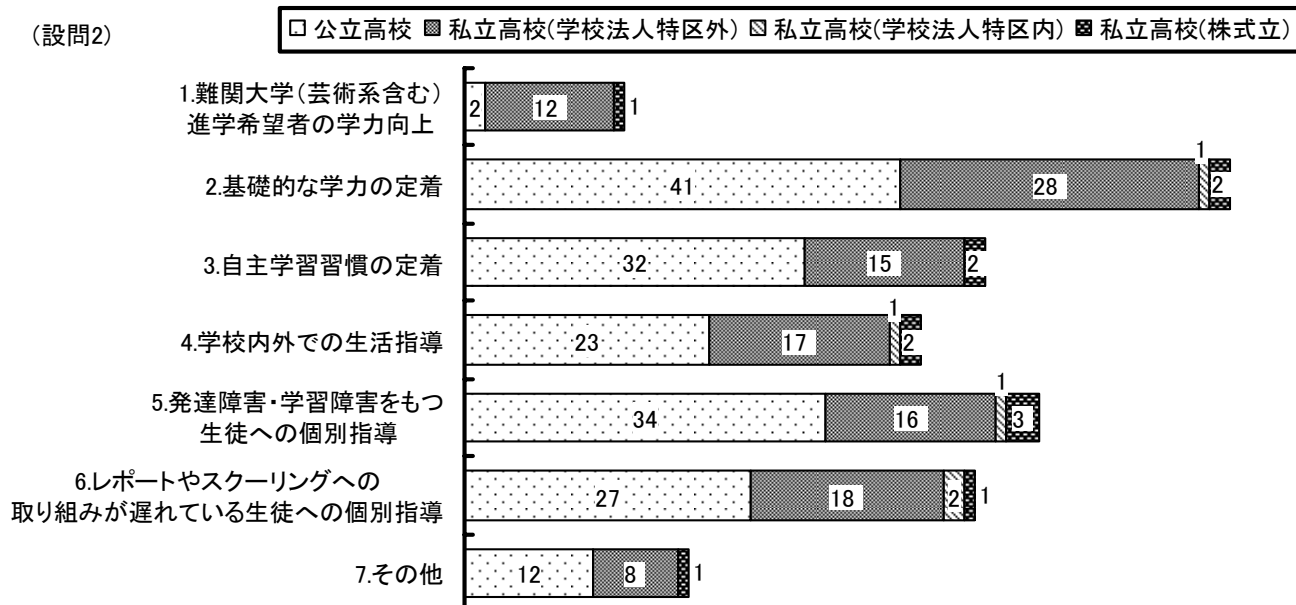
ここでは、設問2の回答状況（複数回答可）をもとに、それぞれの通信制高校が自らの課題をどのように認識しているのかを見ておきたい。次頁の図表2-1-3の通り、回答のあった98校のうち、最も多かったのは「基礎的な学力の定着」で73.5%の高校が選んでいる。次いで、「発達障害・学習障害をもつ生徒への個別指導」が55.1%、「自主学習習慣の定着」が50.0%、「レポートやスクーリングへの取り組みが遅れている生徒への個別指導」が49.0%、「学校内外での生活指導」が43.9%などほぼ変わらない割合で選択されている。この傾向は設置者に関わらず同様である。「難関大学（芸術系含む）進学希望者の学力向上」を回答したのは15.3%にとどまったが、特区外の私立高校については、他の項目とほぼ同じ程度の選択状況であった。

なお、公立高校の回答状況を後の2-2で見る教育委員会の回答状況と比較すると、「基礎的な学力の定着」が最も多いことは共通している。しかし、教育委員会が次に課題と考えるのが「レポートやスクーリングへの取り組みが遅れている生徒への個別指導」であったのに対して、高校側は「発達障害・学習障害をもつ生徒への個別指導」や「自主学習習慣の定着」の方が「レポートやスクーリングへの取り組みが遅れている生徒への個別指導」より多く選んでいる。「レポートやスクーリングへの取り組みの遅れ」の背景にある「発達障害・学習障害をもつ生徒」や「自主学習習慣」のない生徒の増加を教育委員会よりも直接的に感じていることが影響しているのかもしれない。

インタビューのなかでも、「不登校の生徒が多く、レポートは提出してもスクーリ

ングできないことがある。学校に来させたいが、方法がない。カウンセラーは来校して面談を求める生徒で手いっぱい」「統合失調症の生徒が起こした問題をきっかけ

【図表 2-1-3】（設問 2 通信制高校の抱える課題について）



	公立高校	私立高校 (学校法人特区外)	私立高校 (学校法人特区内)	私立高校 (株式立)	合計
1. 難関大学(芸術系含む)進学希望者の学力向上	2	12		1	15
2. 基礎的な学力の定着	41	28	1	2	72
3. 自主学習習慣の定着	32	15		2	49
4. 学校内外での生活指導	23	17	1	2	43
5. 発達障害・学習障害をもつ生徒への個別指導	34	16	1	3	54
6. レポートやスクーリングへの取り組みが遅れている生徒への個別指導	27	18	2	1	48
7. その他	12	8		1	21

に、危機管理面での対応は数年前から強化した。スクーリングの日には校門指導のほか巡回指導を交代で行っている。特別支援用プログラムを相談部が用意し、年度当初に参加の呼びかけを行ったが、申し出がなかったので実際には行っていない」
「保護者は高校卒を望んでいるが、発達障害を持つ生徒、学習指導要領のカリキュラムに乗れない生徒がいることは確か」といった声が聞かれた。

「その他」という回答も 21 校から寄せられている。自由記述の内容を見ると、「多様な生徒を受け入れざるを得ない状況で課題が多すぎる。学習経験の違いによる学力差。喫煙をはじめ、生活指導。特別な支援を要する生徒の対応」という回答に典型的であるが、多様な生徒への対応がほとんどである。上記のような多様な生徒に対する全般的な対応についての回答が上記も含め 5 校、具体的なものをあげた回答は、不登校対策、学校内外での生活指導に関するもの、心身の健康回復・保持・増進に関するもの、進路保障、託児室の設置など多様である。また、これらの課題への対応策の 1 つとなると思われるが、教職員に関するものとして、養護教諭の配置やきめ細やかな支援を行うための教職員の価値観の共有があげられた他、私立学校からは、「スクーリング以外の部分について、助成金や支援金の対象外であるため」優秀な教員の確保が課題になっているとの指摘もあった。さまざまな課題の背景に「生徒、保護者とのコミュニケーションの取り方が難しい」という通信制の 1 つの制度的な制約があることも指摘された。とりわけ「公立の通信制課程の負う使命とは何であるのか？かつての働きながら学ぶ場⇒障害、病気、不登校、一方で進学校からの転入生も増加」という指摘については、従来の学ぶ意欲をもって入学してくる有職青少年の教育機関として、その使命にそった条件整備がされてきたものが、その条件のままに必ずしも「学ぶ意欲のない」生徒をも受け入れざるを得ない状況に追い込まれていることを示しているようである。しかも、場合によっては全日制の生徒以上にきめ細かく対応する必要があるというように、制度的な問題につながるものであり、個別の学校だけの努力や評価の活用だけでは解決が難しい課題といえよう。

他方、生徒の多様化とも関連があるが、「生徒の受け入れ」に関する課題も 5 校からあげられた。「入試面接の際に、簡単な小テストの導入」「年度途中の入学希望者に対する受け入れの是非」といった受け入れのあり方や、従来受け入れてきた「技

能連携生の減少」、通信制高校の認知度や他校との差別化など広報活動に関連するものなどがあげられた。

そのほかにも、「サポート校において、本学が掲げる教育理念に対する意識の共有化」のように、本校以外の学習施設との間での意識の共有化をあげているところもある。当該学校が掲げる特色ある教育目的の実現にむけて、このようなことを課題として取り組むことは、サポート校と本校との関係についての問題が指摘されている現状においては非常に重要なことであろう。

なお、この設問に関連して示された自由記述の内容は以下の通りである（回答した学校が特定できないよう、固有名詞や学校数などについて適宜修正（●で置き換えなど）している）。

<多様な生徒への対応に関連する事項>

- * 多様な生徒を受け入れざるを得ない状況で課題が多すぎる。学習経験の違いによる学力差。喫煙をはじめ、生活指導。特別な支援を要する生徒の対応
- * 公立の通信制課程の負う使命とは何であるのか？かつての働きながら学ぶ場
⇒障害、病気、不登校、一方で進学校からの転入生も増加
- * 多様な状況に置かれている生徒へのきめ細かい指導
- * 多様な生徒に対する教務的、生徒指導的な側面からの具体的指導
- * 恒常的（一部の教諭の負担とならない）な生徒管理（学籍・履修単位など）システムが必要です。
- * 不登校生徒への対応・指導
- * 生徒指導面で、校内での問題行動はゼロに等しいが校外での問題行動の多さには、課題として取組んでいる。
- * 学校内及び学校周辺での喫煙が多い。その為教員が見廻りを行うが、なかなか改善されない。転入してくる一部の生徒に多く見られ、生徒からの苦情もある。
- * 昼夜逆転の生徒の指導（生活リズムの指導）習熟度が極端に低い生徒への指導
- * 心身が脆弱な生徒への健康回復
- * 不適応を起こしてしまった生徒たちが、集団になじみ社会に出て自立していく為の支援をどのようにしていくか。

- * 託児室の設置
- * 進路保障
- * 養護教諭配置
- * きめ細やかな支援を行うための教職員の価値観の共有。通信制であるがゆえに、画一的であることは出来ない。教職員の対応力が重要となる。
- * 優秀な教員の確保。(理由)スクーリング以外の部分について、助成金や支援金の対象外であるため、教員の給与面で全日制に対抗するのが困難である。
- * 総じて言うと、生徒、保護者とのコミュニケーションの取り方が難しいと感じています。(本校のスクーリングは月 1 回程度のため)教科指導も生活指導もコミュニケーションの上に成立している以上、制度的な問題を抱えています。

＜生徒の受け入れや本校以外の学習施設との関係等に関連する事項＞

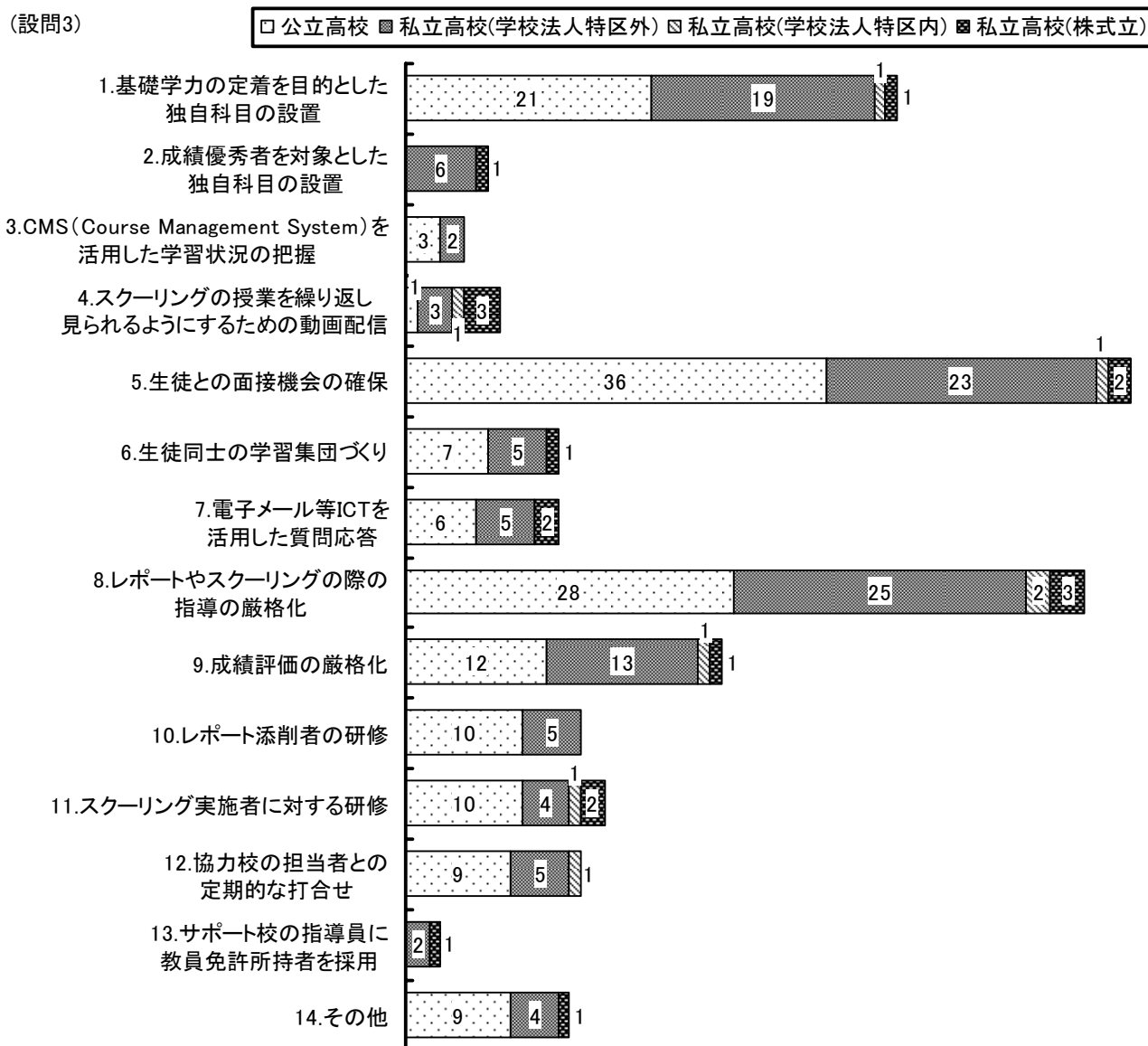
- * 現在は全入の入試の体制です。しかし、通信制での学習についていけない生徒も多く見られている現状から、入試面接の際に、簡単な小テストの導入を考えています。切り捨てるという方向でなく、生徒の幸せや社会の中で生きることを考えているところです。
- * 年度途中の入学希望者に対する受け入れの是非
- * 技能連携生の減少
- * 生徒募集
- * 県内において県立の通信制として設置されている本校の認知度
- * 他県からのサポート校の評判の悪さから本校も同等の扱いを受け、その差別化が課題の一つである。
- * サポート校において、本学が掲げる教育理念に対する意識の共有化。生徒のコミュニケーション能力の育成

1-3 通信制教育の質の維持向上や単位の実質化に向けた取り組みについて

設問3では、通信制による教育の質を維持・向上を図るために通信制高校がどのようなことに取り組んでいるのかについて複数選択式回答を求めている。この設問に対する回答状況(複数回答可)を見ると、図表2-1-4の通り、回答のあった98校のうち、最も多かったのは「生徒との面接機会の確保」で63.3%の高校が選んで

いる。次いで、「レポートやスクーリングの際の指導の厳格化」が59.2%、「基礎学力の定着を目的とした独自科目の設置」が42.9%などで比較的多く選ばれている。若干割合は落ちるが、27.6%が選んだ「成績評価の厳格化」もこれらの取り組みと同様と考えられる。いずれの事項も公私立ともに多くの高校が取り組んでいる事項である。通信制でありながら「面接機会を確保」し、学ぶ意欲が稀薄であったり学力が不足しているからゆえの「指導の厳格化」や「基礎学力の定着」を図らなけれ

【図表2-1-4】(設問3 通信制教育の質を維持・向上を図るための取り組み)



	公立高校	私立高校 (学校法人特区外)	私立高校 (学校法人特区内)	私立高校 (株式立)	合計
1.基礎学力の定着を目的とした 独自科目の設置	21	19	1	1	42
2.成績優秀者を対象とした 独自科目の設置		6		1	7
3.CMS(Course Management System)を 活用した学習状況の把握	3	2			5
4.スクーリングの授業を繰り返し 見られるようにするための動画配信	1	3	1	3	8
5.生徒との面接機会の確保	36	23	1	2	62
6.生徒同士の学習集団づくり	7	5		1	13
7.電子メール等 ICT を 活用した質問応答	6	5		2	13
8.レポートやスクーリングの際の 指導の厳格化	28	25	2	3	58
9.成績評価の厳格化	12	13	1	1	27
10.レポート添削者の研修	10	5			15
11.スクーリング実施者に対する研修	10	4	1	2	17
12.協力校の担当者との 定期的な打合せ	9	5	1		15
13.サポート校の指導員に 教員免許所持者を採用		2		1	3
14.その他	9	4		1	14

ばならないというように、「学ぶ意欲のある有職青少年を対象とした通信制高校」という位置づけだけではもはや不可能になっていることをこれらの回答は示しているように思える。

これらに次ぐのが「スクーリング実施者に対する研修」(17.3%)、「レポート添削者の研修」と「協力校の担当者との定期的な打合せ」(いずれも 15.3%)である。スクーリングとレポート添削という通信制の授業活動に関わる本校および協力校の教員の意識の共通化や指導力の向上を図ることに関する取り組みがあげられている。「サポート校の指導員に教員免許所持者を採用」というのもこれに関連する事項と思われるが、選択肢の中では最下位(3.1%)であった。私立学校に限られるため全体としての回答状況が低調なのは当然だが、私立学校の中でも選択された順位はや

はり最下位であった。

インタビューの中でも、「サポート校が本校からの要求を嫌がる」との声が聞かれたし、サポート校が在籍する生徒を抱えて通信制高校の間を渡り歩き、生徒側はどここの高校に所属しているのかもわからないという状況が指摘された。次年度の経営計画の中にサポート校の増加目標を掲げている高校もあった。「教員免許保持者が必ずしもよい教師とはいえない」との意見が複数の学校で聞かれたし、その一面は否定できないとは思える。しかし、本校からサポート校に対して「サポート校に教員免許保持者の採用」を求めるような働きかけが困難な状況にあると思える事情も垣間見える。

なお、「電子メール等 ICT を活用した質問応答」「スクーリングの授業を繰り返し見られるようにするための動画配信」「CMS（Course Management System）を活用した学習状況の把握」など、ICT（情報通信技術）の活用については比較的低調であった。また、面接指導の回数が増えている現状であれば学力上位のものにも下位のものにも教育効果が期待できる「生徒同士の学習集団づくり」や、「成績優秀者を対象とした独自科目の設置」といった比較的成績上位のものへの対応についてもまだ特色ある学校の取り組みにとどまっているようである。

選択肢にあげた以外に 14 校から自由記述で教育の質の維持向上に向けた取り組み内容についての回答が寄せられた。1 校から複数の取り組みが上げられていたので、事項ごとに大まかに整理してみた。スクーリングの回数の増加やスクーリング以外での個別指導、ICT の活用もしながらの教材開発や講座の開設、教員の研修や本校以外の学習施設との連携、生徒とのコミュニケーションや教員間の意志の疎通など、基本的には入学後の生徒への対応に重点が置かれている。しかし、少ないながらも「教育の質の向上」のために、入学してくる生徒に通信制高校での学習方法等を伝達する「入学相談」を挙げてきているところもある。

① スクーリング・添削指導・学習環境

- * 通学タイプの通信制高校
- * 同じ内容のスクーリングを日・月・水の3回繰り返し実施
- * 質問日を設定し、レポート完成への支援を行っている。
- * スクーリングとは別な日に自主学習し教員に質問等の指導が受けられる学習会

を週1回設定している。(年間40回程度)

- * スクールサポーター(大学院生)、教育相談員、(教育相談の専門性を有する退職教員)など、いわゆる「外部力」の活用
- * 教育員体制の充実によるきめ細やかな少人数教育
- * 安心して学ぶことのできる学習環境の提供

② 教育内容・教材開発

- * 3年間を通じたキャリア教育
- * 基礎学力定着を目的とした講座
- * センター受験対応を目的とした講座
- * キャリアデザインにつながる講座
- * 独自の高校通信教育講座の作成
- * 集団への適応力を高めていく為に、体験型の学習や特別活動の活発化などに積極的に取り組んでいます。

③ 教員の研修

- * スクーリング及びレポートの内容の検討・充実
- * 教育委員会や各研究会等が主催する研修会への積極的参加
- * 全教員の徹底した共通理解と共通指導
- * 報告課程作成に関する教科研修
- * リポート講評のあり方
- * 公開研究授業

④ ICT 活用

- * e-ラーニングの実施
- * 通常の授業は動画配信と録画で行っている。
- * 自学自習を支援するデジタルコンテンツ制作

⑤ 協力校・サポート校との連携

- * サポート校において、本学が掲げる教育理念に対する意識の共有化

⑥ 基礎的学力の定着・学習習慣の形成・生徒の把握

- * 期限や時間を守らせるよう、生徒への積極的な働きかけをしており、生徒と生徒とのコミュニケーションを深めることで、教育機会を充実させるよう努めているが、厳格化として取り組んでいるものではない。

- * 諸事情を抱えている生徒が多い為に、毎日、教員及びカウンセラー間の情報の共有、指導方針・方法の共有につとめ、きめ細かい、配慮ある教育活動を目指しています。

⑦ 入学制度

- * 高卒・高校中退者・転校希望者に対する年2回(4月、11月)入学制度
- * 入学希望者に対する「入学相談」の実施

1-4 取得単位の実質化に向けた工夫について

設問4では、生徒が取得する単位の実質化(一定時間の学習量の確保や一定レベルへの学力の到達など)を図るために、通信制高校としてどのような工夫をしているかを自由記述で尋ねている。この設問4に対する88校からの回答には複数の事項が含まれていたため、事項別に区分けした上で関連するものに整理したところ、「スクーリング等、単位認定に必要な時間以外にも、出来るだけ多く日数通学させ(最大5日スタイル)、学力向上及び社会性育成に資する教育活動を行っている」「規定のスクーリング時数以上のスクーリング時間数を確保している」といったようにスクーリング等による通学回数を増やすことに関連する事項が20件、「生徒への個別指導を通じて、個々に問題集を指示」「特別スクーリングや学習ドリルなど、個別指導を多く取り入れた学力向上策」など個別指導機会の充実に関する事項(多様な生徒に対応するコース設定なども含む)が20件など、通学させて個別に指導する機会を増やすことで単位の実質化(学習の実質化)を図ろうとしているところが比較的多い。「週4日登校を基本とした通学タイプの通信制高校といった形態をとることで、学習指導要領に定められた、通信制課程の特例の時数を大幅に上回った形でスクーリングを行い、授業の中でレポートを完成されることで学習習慣を身につけさせ、単位修得率並びに卒業率を上げる」というような回答に典型的に示されているように、「通信制」でありながら、週に何度も登校させて個別指導機会を増やし、生徒達に「学習習慣」を身につけさせたり、社会性を育成したり、というような対応をせざるをえない生徒が増えていることを示している。また、低学力の生徒に対応するために場合によっては小学校レベルまでさかのぼって対応することも求められているようで、対面授業あるいはICTを活用しながら基礎学力を取得させるような講座・学校設定科目の設置、高校1年生レベルの基礎的な科目の重点的な指導などに

よる基礎学力の定着に関連する事項も 11 校から示された。

次に、「レポート添削指導を充実させ計画的なスクーリングへの出席を促している。また、苦手科目においてはスクーリングの必要時数にと捉われることなく受講するよう促している」「スクーリング時の遅刻早退を認めない」「レポートの内容が不十分な場合は複数回のやり直しをさせている」「レポート提出基準日の設定」「レポートの『まとめ出し』の禁止」などによるレポートの計画的な作成に関する指導や丁寧な添削指導を通じた完成度の向上や、スクーリングへの出席を促すなど、学習に関連する指導の充実に関する事項が 18 件、「レポートの合格基準の明確化」「スクーリング出席時間の厳格化」などの成績評価基準の明確化や単位認定試験や追試験回数の複数化など、成績評価方法による対応が 12 件、「通信制の学習の最大の特徴はレポート（学習課題）にあります。その内容に毎年工夫を加え、教頭がチェックしています。目標として『レポート 1 通をするのに 10 時間はかける』としています。レポートには生徒アンケートや学校として取り組むべき課題（放送教育、道徳教育、体験的活動等も）を含めるようにします」という意見に見られるようにレポート課題の改善・充実による対応も 9 件、そのようなレポートやテストの内容を教員どうしで研究しあったり、指導に対する意識の共有を図ったりするような研修をしているところが 6 校あった。

なお、レポート課題については、複数の学校設置会社立学校に対するインタビューの中で、「教科書会社が提供してくれるものを使う」という回答が示されていた。「課題を独自に開発する人的な余力がない」「独自の課題を作れば作ったで、また審査されることも予想され、それへの対応に割く時間的な余裕がない」といったような声も聞かれたが、レポートは通信制教育における授業の重要な要素であり、学習指導要領の枠内ではいえ、生徒の現状に対応しながら自らの教育目標に従った教育を展開する上で、レポート課題の自己開発は不可欠なことではないだろうか。

これらの自由記述で示された事項は、相互に関連しあうものであったり、多様な側面があるものであったりしているため、必ずしも適切な区分ではないかもしれないが、以下に列記しておく。

① スクーリング等による通学回数の増加

* 週 4 日登校を基本とした通学タイプの通信制高校といった形態をとることで、学

習指導要領に定められた、通信制課程の特例の時数を大幅に上回った形でスクーリングを行い、授業の中でレポートを完成されることで学習習慣を身につけさせ、単位修得率並びに卒業率を上げる。

- * スクーリング等、単位認定に必要な時間以外にも、出来るだけ多く日数通学させ(最大5日スタイル)、学力向上及び社会性育成に資する教育活動を行っている。
- * スクーリングの日・月・水の3回実施。放課後の空き教室を利用したレポート作成サポートタイムの設定。個別面接指導の実施
- * スクーリング回数を増やし、午後の時間を個別指導に当てるようにした。(学習及び進路指導など)
- * 規定のスクーリング時数以上のスクーリング時間数を確保している。
- * 毎週火・水・木に自由に登校して学習が出来るようにしている。レポートの指導進学指導もする。金曜日に校外学習を盛んにしている。例えば裁判所見学、大学の資料館、芸術鑑賞、講演会、科学館などを見学している。
- * 通常のスクーリング(面接時数の対象)の他に、「レポート質問日」を設けている。
- * 木曜スクーリング(日～火の通常スクーリングと別に設定)学習支援活動(夏・冬の長期休業中に設定)
- * スクーリング時以外の登校学習の機会の設置
- * 学習センターにはほぼ毎日教員を常駐させて、生徒がいつでも学習指導を受けられる体制づくりを行っている。
- * レポート・スクーリングの確立から登校日数の選択制を実施している。
- * スクーリング回数を標準より多く設定
- * セメスターの導入など
- * 登校型で、規程時数の3～10倍のスクーリングを実施している。
- * スクーリング出席への文書による呼びかけ。スクーリング時の個別指導。スクーリング日以外の教科指導
- * 登校日を増やし、個別指導をしている。
- * 自習学習が出来る様に平日でも登校し、学習できる様に自習室を確保している。

- * 面接指導に関しては、学習指導要領の規定回数を大きく上回る時数を確保しています。生徒たちは、全日制高校からの転入生が多くを占めることもあり、授業時間を確保し、継続的な指導を行う必要性があると考えている。
- * スクーリング時数の増加
- * 学習内容理解とレポート完成を支援するため、多くのスクーリングを設定する平日登校講座や、学ぶ場所と時を選ばないIT講座を設定している。同時に補習のための講座等も実施している。

② 個別指導機会の充実

- * 特別スクーリングや学習ドリルなど、個別指導を多く取り入れた学力向上策
- * 希望者に対する個別補習の実施
- * 基礎学習会・学年別学習会・平日の個別指導
- * 試験—再試→課題、レポート—再提出→補習、個々に応じて対応。根気強くひたすら面倒を見ております。
- * 平日における個人指導の実施(生徒から教科担当に電話で日時を確認して予約を取り、個人学習を行うシステム)
- * 生徒への個別指導を通じて、個々に問題集を指示するなど
- * 通常スクーリングの他にテスト対策を実施する講習や、成績不振者対象の講習をおこなっている。
- * 個別指導
- * 設問3の8, 9の徹底とそれに伴う個別の指導
- * 個別指導計画と一部科目の個別指導
- * 生徒の空き時間を利用した学習指導
- * 本校は小規模であるため、スクーリング等での個別指導を行っている。またレポートの提出期限や定期考査をなくし、自分のペースで学習を進められるよう工夫している。
- * 設問3で回答した学習会や、個別指導により学力向上を図ること(なかなか向上が見られないが・・・)
- * 個別の学習指導
- * 生徒と保護者の堅密な連絡体制をとっている。グループウェア、Skypeの利用

も頻繁に実施している。

- * 個別相談日の設定
- * 適切かつ十分な人員の配置
- * 生徒の置かれている環境(能力格差、経済力、家庭など)により、そのニーズに対応するための各コースを設けている。
- * いつでも通ってくることの出来る学校であること、そのためのコース分けがあること。
- * 放送教育コース:高校通信教育講座の視聴確認や放送問題による確認。平日教育コース:宿題・課題の提出。また、中間試験を2回行うことで学習の定着を確認

③ 基礎学力向上のための科目等の開設

- * 学校設定科目(国・英・数の入門)
- * 基礎・基本スクーリングの実施。(隔週火曜日。面接指導時間数にはカウントしない。基礎学力の定着と目的としたスクーリング)習熟度別クラス編成の実施
- * 学校設定科目(数学入門、英語入門)と設定したり、教科別教室やサポート教室を開設することにより、基礎学力の定着を図っている。
- * 基礎学力の底上げを目標に主要5科目の補強授業を組み入れしている。
- * 一年次の国語総合・数学Ⅰ・英語Ⅰの開校時数を増加し、基礎学力の定着に力を入れている。
- * 学校設定科目として数学入門を設置、新入生は必履修としている。
- * PCを用いた学習ツールの活用
- * ユーシーネットを活用している。ユーシーネットは、MSTシステムによる小中学校教科の復習教材で、中学校1～3年の英・数・国、小学校は1～6年の算数を準備している。
- * レポートと映像メディア授業のリンク(確実な授業視聴のため)
- * MST(マルチメディア・スマート・ティーチャー⇒ネットによる録画授業)
- * 双方向通信による対面指導(画面を通じた対面指導)

④ 学習に関連する指導の充実

- * レポートの内容が不十分な場合は複数回のやり直しをさせている。
- * 添削課題を点数評価し、一定点数以下の場合は何度も再提出させています。
- * レポート提出基準日の設定。レポートの「まとめ出し」の禁止
- * 計画的なレポート作成の奨励
- * 定期的にレポートを学習する機会を設けている。
- * レポートの提出については年間 12 回に振り分けて、締切日を設け、厳守している。
- * レポートの評価を厳格に行う。合格レベルに達しないレポートには再提出を求め、さらに指導する。
- * 添削時での具体的で分かりやすい丁寧なアドバイスを心がける。
- * レポート添削・返送の迅速化で学習意欲の継続性と喚起をはかる①職員の日程表を作成し、添削・返送のリズムを作り、迅速化する。レポート返送、チェックタイムを毎日設定。②毎週木曜日に返送状況を点検し教科担へ連絡する。
- * 丁寧な添削指導、再提出
- * レポートの添削の厳格化→再提出。テストによる学習内容の確認の厳格化
- * スクーリング時の遅刻早退を認めない。レポートの完成度の確認。(出来ていないものは再提出)
- * スクーリングの必要時間の確保、レポートの再提出などを通して単位の実質化を図っている。
- * レポートやテストにおいて高いレベルに合格目標を設定し、学問に取り組ませている。
- * レポート指導、スクーリングの重要性を指導、履修科目の再考
- * 生徒一人ひとりの学力の向上をめざして、単位修得を目標として①一年ごとの成果物完成に向けての計画立案等の指導。②①での計画書の達成度の随時の確認(2週に一回)③年内の反省と総括を必ず実施すること。
- * 入学時オリエンテーション(レポート作成指導を3日間実施)学習タイム(スクーリングのない平日における学習支援:水、木曜日)
- * レポート添削指導を充実させ計画的なスクーリングへの出席を促している。また、苦手科目においてはスクーリングの必要時数にと捉われることなく受講するよう

促している。

⑤ 成績評価方法等の見直し

- * レポートの合格基準の明確化。スクーリング出席時間の厳格化
- * 厳正な指導評価
- * レポート全通の合格と最低面接時間の取得を履修成立の要件としている。試験の合格最低点の設定(100点満点中30点以上)
- * 最低出席時数の設定。レポートの完全提出。テストの最低基準点の設定
- * レポートや試験についてのルールの厳格な運用
- * レポートおよびテストの内容により確認している
- * レポート・テストの質を下げずに厳格に評価している。
- * 単位認定に必修な学習内容の量、学習期間を明確にしている。
- * 不登校、前籍校等、学力不足や学力差で入学するため、レポート作成、スクーリング等の指導に校務多忙のため個別指導に十分な対応が出来ていないが、学力到達の単位認定試験で他課程(全日制)と同等になるようにしている。希望者は高大連携で講義を受講できるようにしてある。
- * 多様な生徒が在学しており、一律に一定レベルを求めることは困難である。本校では多くの教科で検定試験の受験を義務づけている。(級の指定はしない。)多くの生徒は低いレベルの検定を受けるが合格すると自身が湧き、更に高い級に挑戦するようになる。その結果、自分の潜在的能力に気づき、大きく成長する者も出てくる。(卒業時まで英検二級、漢検二級が数名現れる)
- * 追再試の機会を複数回設定している。
- * 単位認定試験の複数回実施

⑥ レポート課題等の改善・教員に対する研修

- * レポートの内容を一定レベル以上にして、年度初めに全先渡しで配布している。面接指導や添削指導において、生徒の個々のレベルによってはハードルを下げることもあるが、本校のレポートを完成させていくためには、一定レベルの学力が必要であるということは担保できていると考えている。
- * 報告課題数を1単位＝3枚で固定(体育は除く)

- * 教科書・学習書を丁寧に調べて完成することができるようレポートの作成
- * 教科書に従事したレポート内容の質的量的充実を常に改善整備しあらゆるレベルの進路がクリアーできるよう努めている。
- * 通信制の学習の最大の特徴はレポート(学習課題)にあります。その内容に毎年工夫を加え、教頭がチェックしています。目標として「レポート 1 通をするのに 10 時間はかける」としています。レポートには生徒アンケートや学校として取り組むべき課題(放送教育、道徳教育、体験的活動等も)を含めるようにします。
- * レポートの充実。試験の実施
- * 生徒がレポート作成に一定時間以上かかるように、レポートを工夫している。
- * レポート課題について①記述式を取り入れる。②紙ベースを守る。
- * レポート課題における論述
- * 履修指導研修実施により、本校通信教育の課題を共有し改善を考察している。
- * シラバスで示された各教科等の目標に到達するよう、各教科、学年団で工夫改善を行っている。
- * リポート委員会の設置(レポート作成時のチェック)
- * レポートやテストの定期的な見直し
- * レポート、テストの工夫、充実
- * 学習指導要領内容の厳守(特に総則第 8 款)

1-5 行政に期待する役割について

次の設問 5 では、「通信制高校の教育の質を維持・向上するために行政に期待する役割は何ですか」と尋ねた。設問 4 同様、81 校（公立 48 校・私立 30 校・学校設置会社立 3 校）からの回答には複数の事項が含まれていたため、事項別に区分けした上で関連するものに整理したところ、当然のことながら設置者の違いによる期待する内容の相違が明確に示された。

まず、公立学校 48 校中実に 37 校から、行政の基本的役割でもある条件整備に対する期待が示された。具体的には、学習障害や不登校経験を含む生徒の多様化に対応し、個別指導を充実するための定員の見直しや養護教諭およびスクールカウンセラーの配置など、人的な側面についての条件整備が 28 件、個別指導のための小部屋や ICT 機器の整備、全般的な教育・学習環境の整備など、物的な側面に対する条件

整備が 14 件、全般的な財政支援が 4 件あった（複数の条件にわたるものもあり、合計数は回答した学校数を上回る）。マンモス校の解消や協力校運営の改善を行政に期待するものもあった。この点は、後に 2－4 でみることになるが、教育委員会側が考える行政の役割として、「人的支援に関する記述」と「学習環境・施設・設備の整備に関する記述」が大半を占めていたこととも整合する。ただし、行政側も意識しており、学校側も期待していながら実現が難しいという現実をどうにかする必要があろう。また、これに関連し、行政側が意識はしているものの、学校側からは、「社会の中での位置付けと意義を持って設置されているかを再確認して欲しい」「教育行政に携わる者すべてが通信制課程の学習システムを理解すること、通信教育の使命を理解すること」などのように、行政側の理解不足の是正を求める意見や、「通信制教育に対する明確な方針」「通信制高校の設置に関する将来構想策定」など今後の方向性を明確にすべきとの意見も見られた。繰り返しになるが、本来「学ぶ意欲のある有職青少年」を対象に設計されている制度を見直すことなく、通信制高校の守備範囲だけが無制限に拡大している状況に対し、現状をふまえて通信制高校の位置づけを明確化し、それに沿った条件整備を進めるべきということではないだろうか。インタビューの中でも、「通信制高校に負わされている内容が多様になっていて、公立高校の最後の砦になっている」「全日制の受け皿であり、特別支援学校の受け皿にもなっている」「特別支援学校と通信制高校の区分けがあいまいになっている」といった状況であるのに「行政の側は、通信制についての国の基準に従って定員削減を進めようとする」といった意見も示されていた。

以下、これら行政による条件整備に関連する自由記述の意見を列記しておく。

<公立高校に対する条件整備に関連する意見>

① 諸条件の整備に関わるもの

- * 定数の増加と指導力を持った教師の配置
- * 教員定数の増加。非常勤養護教員の正規養護教諭化、または常勤化
- * 教員の適正な配置
- * 生徒の多様化に対応し、施設設備、教職員定数の増員、養護教諭、スクールカウンセラーの配置等
- * 施設の充実と教員の増

- * バランスの取れた人事異動の実施(年齢構成、健康、意欲等)
- * 施設、設備の充実
- * 教職員定数の確保、単独で使用できる十分な施設(教室)の確保
- * ①教員数の確保。②養護教諭及びスクールカウンセラーの配置
- * 通信制のみの単独校とし、教員定数の増員を図るとともに教育施設・設備の充実を図る。教職員の質の向上を図る(研修あるいは有資格者の採用など)
- * まず第一に教職員定数の増である。全日制高校とは違い、多様な課題を持った生徒が多く、決め細やかな対応が必要である。
- * 教員定数の増加。非常勤養護教員の正規養護教諭化、または常勤化
- * 学習環境(学習室の冷暖房)の改善
- * 教育(学習)環境向上のための財政的支援
- * マンモス校の廃止。養務の必置。カウンセラーの必置
- * 教職員の適正な配置。教育環境の整備
- * 教員配置に関する配慮(教員の資質、能力及び配置人数)
- * 設備の充実、教具・機器の拡充、個別指導に対応できるだけの教員数の確保
- * 職員定数の改善等の人的支援が不可欠。研修機会の確保
- * 手厚い教員配置
- * 意欲を持った教員の配置。習熟度別学習や学校設定科目の設定などの柔軟性のある教育課程編成の実施が可能な教員配置
- * 教職員定数の確保
- * 教職員定数の改善。講師時間数の増加。協力校運営の改善
- * 教職員定数の見直し(人的措置)
- * ICT機器の設置やe-ラーニングの設備など、教育環境の設備
- * 最新の視聴覚機器、PCの導入促進
- * 人的・物的な環境の整備
- * 教員定数の増加と、教員以外の専門職員の配置
- * 通信制の生徒の実態に基づいた施設・設備や職員定数の改善に取り組んで欲しい。近年増加してきた発達障害・学習障害を抱えた生徒にも対応できる物的・人的な支援体制の構築が必要である。なお、現行の通信制に関わる職員定数法は現状に合致していない為改正が望まれる。

- * 学習指導、キャリア教育の推進を図るためには、主に個別指導が必要な生徒が多い。そのためには、人的な配置において配慮をお願いする必要がある。
- * 教員の数を増やすこと。カウンセラーの配置
- * 現在の通信制生徒の実態に応じた教員配置等の条件整備
- * 通信制の特殊性や実態を理解してもらい、通信制高校に社会が期待するニーズに最大限応えられるような、システムや人員配置をお願いしたい。
- * 学習障害や不登校の生徒の入学が増加している。集団で指導することが困難になりつつあるため、別室、個別指導が出来るよう教員の加配や施設等の整備を期待する。
- * 設置等への指導及び財政的支援
- * 予算面での支援
- * 通信教育費(県費)の増額

② 通信制に対する理解の促進・方針の明確化など

- * 通信制教育に対する知識や理解
- * 行政職に通信制に精通した教員の配置
- * 社会の中での位置付けと意義を持って設置されているかを再確認して欲しい。それに見合う人員や施設や金銭的な支援が絶対に必要である。
- * 生徒の入学動機、学習意欲などが変化していることの認識
- * 行政が通信制高校を理解する工夫をして欲しい。また改善しようとする意欲を持つ工夫をして欲しい。
- * ①教育行政に携わる者すべてが通信制課程の学習システムを理解すること。②通信教育の使命を理解すること。
- * 「通信制における教育」への理解と関心を持っていただく。
- * 通信制教育に対する明確な方針
- * 通信制高校の設置に関する将来構想策定

他方、私立学校側からは「私学助成の充実」に関する記述が30校中14校から示された。その内容は、「全日制並みの補助金を支給して欲しい」というもので、「私学助成金は非常に少なく、全日制課程の1/3程度である」との指摘もある。すでに

見たように、通信制といえども通学を重視している学校が増加している現状では、「本校のように通学タイプの通信制高校として県より認可されている場合、特に全日制高校同様の補助が受けられるとよい」という意見のように、柔軟な補助の制度が必要になっているのかもしれない。また、アンケートには示されていなかったが、インタビューの際に株式会社立の学校から「株式会社立の学校は私学助成の対象外になっていること」「税制面での優遇措置がないこと」など、学校法人が設置する私立学校とは同じ条件で競争する環境にないことなども同じような期待にはいるものと思われる。

以下、これら私学助成に関連する自由記述の意見を列記しておく。

<私学助成に関連する意見>

- * 全日の学校と比べて経常補助金が極端に低いなどの待遇を改善
- * 生徒一人当たりの補助金のアップ
- * 助成金の支給
- * 全日制並みの補助金を支給して欲しい。
- * 本県には私学の通信制課程をもつ学校数は本校を含め 4 校である。しかし、私学助成金は非常に少なく、全日制課程の 1/3 程度である。行政は現実を踏まえた助成を願いたい。
- * きめ細やかな補助金制度の確立
- * 補助金の増加
- * 通信制へも十分な補助金を配分し、学校経営の一員の活性化を図る。
- * 通信制に対する補助金を増額して欲しい。
- * 本校のように通学タイプの通信制高校として県より認可されている場合、特に全日制高校同様の補助が受けられるとよい。
- * 補助金の同額支給(全日制課程)
- * 設問 2 の 7 に述べたとおり、助成金や支援金の対象となる部分が薄いため、全日制高校等に比べて、優秀な教員を確保することが困難である。
- * 私学に対する補助の向上
- * 私学に対する助成金を上げてほしい。
- * 特別支援教育に関する専門員の派遣等の対策など

次いで、設置者の別に関わらずあげられた役割として、現在の規制や制度の見直しと助言・指導、監督の充実に関するものと、生徒に対する支援その他に関するものがある。まず、現在の規制や制度の見直しに関するものについては、公立の側から実態に合うような見直しを求めているのに対して、私立の側からはどちらかといえば現行の規制を緩和する方向で意見が出されている。たとえば、「面接指導施設認可の緩和」といった意見も見られるが、インタビューの中でも「大都市近郊の市街地にある学校法人で地域からの要望もあり教室の拡充を図りたいが、施設の自己所有が義務付けられているため、経営面からはすぐに要望に応えにくい」といった意見が聞かれた。また、「スクーリングを本校で実施する、というしぼりはずして欲しい」との意見が学校設置会社立の高校から示されている。構造改革特区の趣旨として地域経済への寄与が掲げられていることもあり、他地域から生徒が集まるスクーリングは地域への経済効果が見込まれるため、本校で実施することが義務付けられている。しかし、インタビューの中でも「全国から生徒募集を行うにあたって、交通費がかかりすぎることが制約条件になっている」との声が聞かれたことも指摘しておきたい。

次に、助言・指導、監督の充実に関するものについては、設置者の別なく「粗製濫造にならない長期の学習の保障」ができるよう、状況の把握や必要な指導・監督を求める声が多かった。「ルール違反の施設ややり方ですすめている学校」や「安易な単位認定をする学校」に対する指導や監視の強化を求めるもので、経営面との折り合いをつけながらきめ細かな対応に努力しているような学校からの意見が多かった。「様々な事情を抱えた生徒に対して、確かな学力と生きる力の養成の場をつくっていく為に、規制を強化するのではなく、学校の独自性、カリキュラムの多様性を認めていく立場をとっていただければと思う」というのは私学の独自性の確保の上でも必要なことだとは思われるが、私立の側からも広域通信制の見直しなど、教育面での質の低下をもたらしているとも言われる面への見直しに言及しているところもある。規制のあり方や指導・監督のあり方については、現状のままでよいというわけではないが、極端に走ることは避けるべきであるということだろう。

他方、生徒に対する支援その他に関するものについては、「働きながら学ぶ生徒が誇りを持てる社会環境」の整備という意見にあるように、経済的に停滞している中、

在籍生徒の就労支援をもとめるものや、経済的な負担の軽減をもとめるものが見られた。ただし、私立の側からは、高校授業料の無償化が私学離れを引き起こすことに対する懸念からか、「就学支援金制度」の見直しを求める意見もあった。また、通信制高校どうしあるいは通信制高校と行政関係者の情報交換の機会の確保や特別支援教育に関する専門家の派遣、あるいは通信制高校に関する広報活動など、私学の側からも行政に期待することが多様に指摘されている。

以下、これらに関連する自由記述の意見を列記しておく。

<現在の規制や制度の見直しと助言・指導、監督の強化に関する意見>

① 規制や制度の見直しに関するもの

- * 法規の改正(最低出席時数・放送視聴等)
- * 「学習指導要領」における通信制の課程に関する内容の充実
- * 条例等、通信制高校教育に関わる管理運営規則の制定
- * 定員増に対して教室確保の条件を考慮して頂きたい。
- * 面接指導施設認可の緩和・・・出席しやすい環境設備
- * 様々な事情を抱えた生徒に対して、確かな学力と生きる力の養成の場をつくっていく為に、規制を強化するのではなく、学校の独自性、カリキュラムの多様性を認めていく立場をとっていただければと思う。ただし、学校の姿勢や教育の内容については評価を行い、高い評価を得られた学校に対して支援を行っていただければと思います。
- * 広域通信制の見直し。協力校、サポート校 etc
- * ①面接指導施設についての考え方の統一。②学習指導要領における通信制高校における種々の規定
- * スクーリングを本校で実施する、というしぼりはずして欲しい。

② 助言・指導、監督の強化に関するもの

- * レポートの質と量についての調査と指導。面接指導の質と量についての調査と指導
- * 学習環境が守られているか。特に本県の場合、他都道府県で認可を受けた通信制高校が学習センターを設け、教育の実態が行政側に把握されきれていな

い(学習指導要領も守らず、単位認定についても甘い)

- * 粗製濫造にならない長期の学習の保障
- * 通信制高校教育課程実施に関する指導助言
- * 通信制教育が一定のレベルを維持するため定期的な行政指導を実施し改善指示を行うこと。特に広域、サポート校に対して丸投げされないよう。
- * サポート校と称される正規の学習機関・施設以外への現況把握。各種監査の徹底
- * 安易な単位認定をする学校の指導をお願いしたい。
- * 各学校への監査の徹底(特にサポート校、特区)
- * ①ルール違反の施設ややり方ですすめている学校が一部あると聞きます。指導を厳格にして欲しいですね。②生徒数が極端に多い学校は定員数との関連で問題はないのか？
- * 学習指導要領、学校教育関係法遵守有無の管理・監督

<生徒の支援・その他に関する意見>

- * 求人確保と就労支援の充実
- * 生徒の正規雇用の優遇策・・・働きながら学ぶ生徒が誇りを持てる社会環境
- * 在籍生徒への就労支援事業
- * 高校段階で基礎的学習に取り組むことも行ってはいるが、義務教育段階での学習不足(障害ではなく、不登校等により学べていない)の生徒に対するケアが必要ではないか。
- * 相談体制の充実。定・通における奨学金制度の検討
- * 授業料無償化(補助)の継続、あるいは完全無償化
- * 生徒の教育経費負担の軽減
- * 就学支援金の廃止
- * 高校による学力格差が生じないように統一の試験の実施。経済的援助をするのであれば一定基準を設けるべき。高校無償化など必要でない。
- * 通信制の研究団体には全通研(地区通研)にて、研究協議を行っている。又、私学には私通協の組織もある。このような団体への加盟や協力、要請をお願いしたい。

- * 特別支援教育に関する専門員の派遣等の対策など
- * 各校の情報をもっと交換できる機会が欲しい。
- * 生徒の若年化に伴い、通信制教育に対する理解と啓発的に努める
- * 通信制高校の学習システムを理解してもらえるように、広く地域住民への情報提供や相談(教育)での窓口での通信制高校の紹介など

第2節 通信制高校を管轄する教育委員会に対する調査結果

2-1 回収状況等

今回の委託事業においては、都道府県立通信制高校の管理権者である都道府県教育委員会（以下「教委」と略す）および市立通信制高校をもついくつかの政令指定都市教委を対象とした郵送によるアンケート調査（調査票については後掲【資料1(2)】を参照）と、3つの県教育委員会に対する訪問調査を行なった。アンケートの回収状況は表2-2-1の通りである。なお、第三者評価制度の設計に関する具体的な評価項目の必要性に関する設問1・2、第三者から得たい専門的な助言に関する設問6、第三者評価者に期待する活動に関する設問7、については第4章で通信制高校、教育委員会からの回答と比較検討する中で扱うので、本節ではそれ以外の設問の回答状況を中心に見ていくこととしたい。

【表2-2-1】 調査票回収状況（教育委員会）

	1.北海道・東北	2.関東・甲信越	3.東海・北陸	4.近畿	5.中国・四国	6.九州・沖縄	合計
回収数	5	8	7	3	6	7	36
郵送数	8	10	7	6	8	8	47
回収率	62.5%	80.0%	100.0%	50.0%	75.0%	87.5%	76.6%

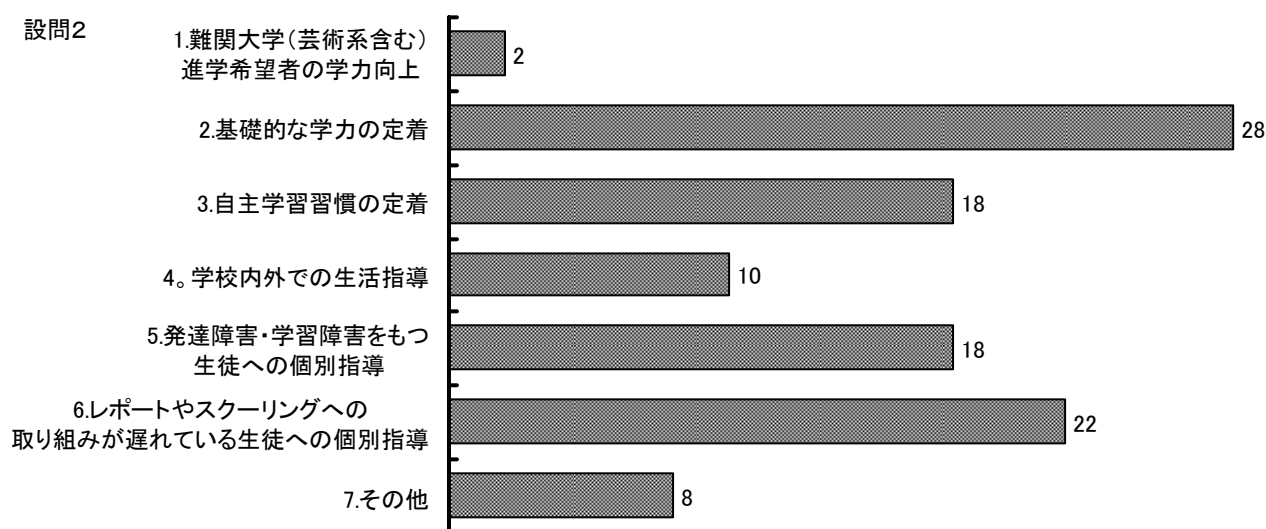
2-2 管轄下にある通信制高校の課題について

ここでは、設問2の回答状況（複数回答可）をもとに、それぞれの教育委員会が管轄下の通信制高校が抱えている課題をどのように認識しているのかを見ておきたい。図表2-2-2の通り、回答のあった36件のうち、「難関大学（芸術系含む）進学希望者の学力向上」はわずか5.6%にとどまった。代わりに最も多かったのは「基礎的な学力の定着」で77.8%の教育委員会が選んでいる。次いで、「レポートやスクーリングへの取り組みが遅れている生徒への個別指導」が61.1%、「自主学習習慣の定着」と「発達障害・学習障害をもつ生徒への個別指導」が同数で50.0%などが多くなっている。また、27.8%を占める「学校内外での生活指導」も含め、背景に従来の社会人の生徒の減少と生徒の若年化、しかも何らかの問題を抱えていて自学自習

ができない生徒が多い、という問題が近年指摘されている、通信制高校が受け入れている生徒への対応がそのまま課題として認識されていると言える。「その他」を選択した回答者の自由記述にある、「中学校で不登校であった生徒や他の高校からの編入してくる生徒のほとんどは、さまざまな心の問題や悩みを抱えており、中には重篤な症状の生徒もいる。専門的な観点からの支援が必要である」との意見はこのことを端的に示している。「登校日が少なく、十分な進路指導ができない。入学生が若年化してきたこともありフリーターで満足して将来を考えた進路決定ができない。生徒の多様化により実態の把握が難しい」「進路希望を達成させるためのきめ細やかな指導」「よりきめ細やかな個別指導」「人間関係形成を高める指導」なども同様の意見である。

それ以外の課題としては、「公開授業及び学校参観日等を活用した開かれた学校づくりへの取組」「通信制に関する積極的な情報の発信（「通信制」の教育システムの周知等）」「スクーリング教室の不足」「多数の協力校における面接指導の充実」などがあげられた。

【図表 2-2-2】 (設問 2 通信制高校が抱える課題)



	集計	割合
1.難関大学(芸術系含む)進学希望者の学力向上	2	5.6%
2.基礎的な学力の定着	28	77.8%
3.自主学習習慣の定着	18	50.0%
4.学校内外での生活指導	10	27.8%
5.発達障害・学習障害をもつ生徒への個別指導	18	50.0%
6.レポートやスクーリングへの取り組みが遅れている生徒への個別指導	22	61.1%
7.その他	8	22.2%

2-3 通信制教育の質の維持向上や単位の実質化に向けた措置について

設問3では、通信制による教育の質を維持・向上や生徒が取得する単位の実質化（一定時間の学習量の確保や一定レベルへの学力の到達など）を図るために、教育委員会としてどのような助言・指導をしているかを自由記述で尋ねている。34件の回答には複数の事項が含まれていたため、事項別に区分けした上で関連するものに整理したところ、大きく分けて、「教育の方法・内容、生徒の指導等に関する記述」と「学校経営・学校評価に関連する指導・助言、指導・助言の方法に関する記述」に大別できた。

まず、教育の方法・内容、生徒の指導等に関する記述については、やはり、「柔軟な学習形態に魅力を感じて入学する生徒、進路変更により転編入学する生徒、生涯学習の観点から修学する生徒等が増加しつつある」というように、生徒の背景が多様化していくこと、なかでも、「不登校経験者の増加」や、本来の通信制高校が前提としている「自学自習」ができない生徒の増加にどのように対応していくか、と言う観点からの助言・指導となっている。最も基盤となるのが、学習習慣の形成であり、生徒の学習状況の把握を基にした個別指導の充実に関する助言・指導となろう。「『学び直し』の必要な生徒にきめ細かいガイダンスを行うよう指導・助言」や「生徒の自宅における自学学習が習慣化できるよう、保護者に根気強い指導を依頼」するなどによる「保護者との連携強化を求める助言・指導、などが特徴的である。並行して、スクーリングについては、「平日スクーリング、放課後や長期休業中の学習

会の開催、スクーリング日以外の登校による質問、電話による質問を含む個別指導」など、本来、個別指導の集合形態として行なわれてきたスクーリングを「個別化する」ような取り組みをもとめている。また、レポートについても、丁寧な添削指導はもとより、「レポート内容を授業と密接にリンクさせることで、家庭学習における授業の復習が徹底されるよう工夫」するような指導をしているところもある。「生徒の興味・関心がわく様な教材研究の推進」「特色ある学校設定科目の設定」「ICTの効果的活用」などにより「生徒の興味・関心を喚起するとともに、分かりやすい授業作り」をすすめるような指導、さらに、本校だけでなく、日常的な指導を行なっている協力校に対しても、「スクーリングの計画作成、教室提供、面接指導委員などの確保の役割」などを依頼しているところもある。それらを通じて、基礎的学力を養うだけでなく、「多様な生徒が自己を確立しながら、健全な人間関係を育成し、望ましい勤労観、職業観を培うための支援を行っている」ということになろう。

他方、「学校経営・学校評価に関連する指導・助言、指導・助言の方法に関する記述」については、通信制高校に特に限ったことではないが、「各学校に学校の目標を具体的に記載した『学校経営・運営ビジョン』の作成を求め、その実行組織体制や自己評価についての助言」をしたり、校内に「学力向上を検討する委員会」の設置を求め、計画的な学力・学習状況改善に取り組むような指導している教委がみられる。「県立学校教育指導の重点」等の手引書の作成・配布や、県教委主催の教頭研修、教務主任研修等の研修機会を通じた情報提供を行っている場合もある。また、学校訪問を通じて、「教育課程の編成・指導内容・方法の工夫・改善等について助言・指導」を行っていたり、「訪問の際に研究授業を行い、授業の計画、指導方法について、指導・助言を行っている」というようなところも見られる。

なお、以下の①②を「毎年度、通信制課程を含む全ての県立高等学校に対して実施し、各校の教育の質の向上を目指している。

①各年度の4月末までに時間割及び指導と評価の年間計画の提出を求め、それを各教科の指導主事を中心に内容を調査・点検し、必要に応じて指導・助言する。

②前年度の7月に、次年度の教育課程表に提出を求め、各教科の指導主事を中心に、点検・調査を行い、必要に応じて指導・助言する。」

というような、教育委員会からの積極的な関与が見られる記述もあった。インタビューを行なったある教委でも、担当職員による1年間に3回の校長ヒアリングの実

施や、1 ヶ月に一度の指導主事の訪問などにより、学校経営計画の策定から実行・管理、その評価に際しての指導・支援が行なわれている。これらの公立高校については、ある意味第三者評価がすでに行なわれているものと見なすことができよう。

なお、この設問に関連して示された自由記述の内容は以下の通りである（回答した委員会が特定できないよう、固有名詞や学校数などについて適宜修正（●で置き換えなど）している）。

<教育の方法・内容、生徒の指導等に関する記述>

① スクーリング・添削指導

- * 平日スクーリング、個別指導
- * 放課後や長期休業中の学習会の開催。本校以外で開催されている学習会の支援。スクーリング日以外の登校による質問。電話による質問
- * 学校評価実施報告書、教育課程一覧表等から各科目のスクーリングの回数、レポート提出回数及び内容等を確認し指導助言にあたっている。
- * 1 コマを(1 時間)を 100 分で設定することで、単元を分割することなく取り扱うことができる。また、レポート内容を授業と密接にリンクさせることで、課程学習における授業の復習が徹底されるよう工夫がされている。月に2回のスクーリングに出席出来なかった生徒には集中スクーリング(7.8 月)を行い、出席時数の確保ならびに補習授業による学力定着を図っている。
- * 添削指導の質の向上
- * 提出レポートの丁寧な指導。スクーリングの出席時間の正確な管理等
- * 面接指導や添削指導に関する資料などにより、教育課程の実施状況について助言・指導している。

② 教育内容・教材開発

- * 生徒の興味・関心がわく様な教材研究の推進。特色ある学校設定科目の設定。スクーリングの充実
- * 生徒の興味・関心を考慮し、学習意欲を喚起するための教材の開発を行い、学習指導の工夫・改善に努める。
- * シラバスを作成し、それにしたがって学習指導するよう指導している。
- * 学習指導要領に示された授業や各教科における項目を遵守するよう指導して

いる。

③ ICT 活用

- * ICTを効果的に活用することで、生徒の興味・関心を喚起するとともに、分かりやすい授業作りをするよう指導している。

④ 協力校

- * 県内に設置した協力校における指導
- * 本県は、県土が広く交通の利便性が低い上に離島も多いことから、全ての生徒がスクーリングを受講できるように離島を初めとして県内各地に●校の協力校をお願いしている。協力校にはスクーリングの計画作成、教室提供、面接指導委員などの確保の役割をお願いしている。通信制教育を受けたという生徒たちのために、県下全教職員で担わなければならない役割を、面接指導員の先生方に担っていただいていると認識している。

⑤ 学習形態の多様化・履修の弾力化への対応

- * 柔軟な学習形態に魅力を感じて入学する生徒、進路変更により転編入学する生徒、生涯学習の観点から修学する生徒等が増加しつつある中で、多様な学習ニーズに幅広く対応すること。
- * 高校改革により開校した各学校の設置目的や基本コンセプトを踏まえ、柔軟な学習形態の提供や学習サポートシステムの確立を図るよう助言・指導をしている。
- * 定時制・通信制高校の一層の充実と活性化を図るための事業を実施している。多様な生徒が自己を確立しながら、健全な人間関係を育成し、望ましい勤労観、職業観を培うための支援を行っている。
- * 生徒の学習ニーズに応えるため、履修の弾力化を推進し、単位取得のためのガイダンスを強化し、高等学校卒業程度試験、実務代替等諸制度の活用を推進する。
- * 多様な生徒に対応するため個に応じた指導を行う。

⑥ 基礎的学力の定着・学習習慣の形成・生徒の把握・個別指導

- * 学習の習慣化と継続的指導
- * 生徒一人一人の個性の伸長と自立を図るため、基礎的・基本的事項を定着させるとともに、応用性のある知識や技術を身につけ、活用できる態度を育てる。

- * キャリア教育の充実に向けて不登校経験者の増加などの状況から、単なる出口指導ではない、生徒一人一人に望ましいキャリア意識形成を目指すキャリアカウンセリングを実施
- * 生徒一人ひとりの実態把握
- * 本県の通信制では、履修科目を登録する前に、簡単な試験をして受講指導を行っているが、最終的に科目を決めるのは生徒になる。「学び直し」の必要な生徒にきめ細かいガイダンスを行うよう指導・助言をしており、必要に応じて学校設定科目を設けたり、家庭学習を促したりするなど、多様化する生徒個々に適切に対応するよう学校側に求めている。

⑦ 保護者との連携

- * 生徒の自宅における自学学習が習慣化できるよう、根気強い指導をお願いしている。
- * 学力向上の基本となる家庭環境が充実を図るために保護者との連携協力が大切である。生徒の生きる力を育むために、限られた学校行事を精選し、生徒間・生徒教師間の望ましい人間関係を構築できるような内容を工夫する。生徒個々の特徴を把握し、自己肯定感や達成感を得られるよう配慮する。

<学校経営・学校評価に関連する指導・指導の方法に関する記述>

⑧ 学校経営・学校評価

- * 学校の目標を具体的に記載した「学校経営・運営ビジョン」の内容と、それを実行する構内組織体制についての助言。「学校経営・運営ビジョン」の実地状況と、それらに対する自己評価についての助言。アンケート調査の分析や広報活動への助言。学校の抱える課題とその改善についての助言
- * 通信制高校だけを対象にしているのではないが、校内に学力向上検討委員会を設置して、学力向上推進員を中心に「『学力・学習状況』改善プラン」を作成して、計画的に取り組むように指導している。
- * 生徒の学力の状況を把握し、到達目標を定めた学力向上推進プランを作成、改善していくサイクルの中で、授業改善を図るよう指導している。
- * 学校自己評価や学校関係者評価を生かすような指導をしている。
- * 以下のことを、毎年度、通信制課程を含む全ての県立高等学校に対して実施し、各校の教育の質の向上を目指している。①各年度の4月末までに、各県立高

等学校から時間割表及び指導と評価の年間計画の提出を求め、提出されたものについて、各教科の指導主事を中心に内容を調査・点検し、必要に応じて指導・助言する。②前年度の7月に、次年度の教育課程表に提出を求め、各教科の指導主事を中心にして、点検・調査を行い、必要に応じて指導・助言する

⑨ 手引書の作成等による情報の提供

- * 学習指導要領の改訂に際して改善のポイントや教育課程編成及び実施上の留意点をまとめた手引き書を作成し、新しい学習指導要領に基づく教育課程を適切に編成し、実施できるように指導している。
- * 「県立学校教育指導の重点」の作成・配布
- * 通信制にかかる協議会などに、県教育委員担当指導主事等が出席し、課題を把握し、適宜指導助言などを行っている。
- * 県教育委員会が実施する教頭研修、教務主任研修において教育課程に係る指導を行っている。県高等学校教育研究会定時制通信制部会教務部研究協議会において、教育課程、教務規定についての説明及び指導を行っている。

⑩ 訪問指導

- * 学校訪問により、以下の事項について聴取し、助言を行っている。①教育課程の実施状況。1)添削指導の回数 2)面接指導の回数・日程(時間割含む)3)シラバスの作成 4)ガイダンスの実施②生徒の取組状況の把握 1)添削指導・面接指導 2)単位修得状況
- * シラバスの内容確認。学校訪問の際に学習内容について指導・助言
- * 学校訪問の実施等を通じて、生徒の実態を踏まえた柔軟な教育課程の編成・指導内容・方法の工夫・改善等について助言指導を行っている。
- * 学校計画訪問の際に研究授業を行い、授業の計画、指導方法について、指導助言を行っている。

2-4 行政が果たすべき役割について

次の設問4では、「設問3の他に、現時点では実現性が低いと考えられるものも含め、通信制高校の教育の質を維持・向上するために行政が果たすべき役割は何だとお考えですか」と尋ねた。「現時点では実現性が低いと考えられるものも含め」とすることで、本当に必要な支援内容についての意見が提示されることを期待しての設

問である。設問3同様、34件の回答には複数の事項が含まれていたため、事項別に区分けした上で関連するものに整理したところ、大きく分けて「人的支援に関する記述」と「学習環境・施設・設備の整備に関する記述」に大別できた。

「人的支援に関する記述」が12件と多く、それが実現することは難しいが通信制高校の現状において最も必要な支援であることを示している。「特色ある学校運営をするための教員数確保」という側面もあるようだが、「多様な生徒が増加していることもあるが、個に応じた丁寧な指導を行うためには、教員定数の確保が、最大の役割であると思っている」との意見にその背景が端的に示されている。つまり、生徒の多様化により、従来の通信制高校が前提としていた「自学自習」のできる生徒の減少につながり、きめ細かな個別の指導が不可欠な生徒の増加につながっていることが背景にある。「自学自習」ができ、すでに社会人として自立している生徒を前提とする教職員配置は現在も継続しており、それではとても現状に対応できなくなっているということである。また、「専任カウンセラー、養護教諭の配置」など、特別な支援を必要とする生徒への対応のための教職員配置も5件ある。「スクーリング時の生徒の健康管理やカウンセリングを行う教育など、必要とされる人的条件の整備など」と具体的な記述があるように、実際には特別な支援を必要とする生徒が増えているにもかかわらず、現行制度下においてはスクーリングの際ですら養護教諭が不在のままなのである。通信制高校の役割がこれだけ変化してきているながら、都道府県教委関係者は財源その他の問題により実現が難しいと考えざるをえないのであるから、それに見合った教職員を配置する方向へ国の基準や支援のあり方を見直す必要があるだろう。それがなければ、仮に第三者評価制度導入による自律的な改善をめざしても、最も根本的な問題は何ら解決しえないと言える。

「学習環境・施設・設備の整備に関する記述」には、「レポート添削指導、相談、連絡等でインターネットの活用」「放送視聴覚教材・eラーニング等を多くの生徒が利用できるような環境の整備を支援」など、ICT活用の推進をあげるものが6件、「本校以外の面接指導実施校の検討」「スクーリングで登校し易くする学校の配置」など「学びやすい環境を整備していくことが必要と考えている」という記述が6件あった。人的支援に関する記述同様、個別指導の充実のためのICT活用推進であり、「不登校経験者や特別な支援を必要とする生徒」といった、従来通信制高校が想定してこなかった生徒たちに対する教育環境の整備の必要性が背景にある。

その他、特徴的なものとしては、「他県の通信制課程を持つ高校との交流を支援すること」という意見があった。再編・統合などを経て、通信制課程を持つ高校は同一県内にごくわずかになっている。それぞれが抱える問題を共有し、その解決策を見出すことが必要になっているものと思われる。通信制高校関係者が事例発表等を通じて協議する場合は全通研（全国高等学校通信制高校研究会）などで確保されているが、インタビューの中である通信制高校関係者が、「事例発表等を聞くだけでは、その背景となる事情などが十分把握できない。相互に評価し合うという交流の機会是非常に重要である」との主旨の発言も聞かれた。文部科学省『学校評価ガイドライン〔平成21年度改訂〕』では、第三者評価の1形態として、教職員どうしが相互に評価しあう形式の評価をあげているが、そのような形での相互交流と行政による支援は高校にとっても有益なものになる可能性がある。

また、「生徒の適切な勤労観・職業観を形成し社会的・職業的な自立に向けて必要となる能力態度を育成するための支援（キャリア教育の充実）」に関する意見も3件示されているが、これなども社会人を想定していた通信制高校では考えられなかったことであろう。通信制高校の位置づけ自体の変化という現実を見据えた行政の対応が求められる。「私立の広域通信制高校においては、常識的では考えられないような内容または期間で単位を認定している例もあると聞く。単位認定があまりにもずさんな高校については認可取り消しを含む行政指導が必要と考える」という意見も示されており、規制緩和の流れの中で増えてきた通信制高校であるが、一面では規制の強化が必要になっている部分があるのも確かなことであろう。

なお、この設問に関連して示された自由記述の内容は以下の通りである（回答した委員会が特定できないよう、固有名詞や学校数などについて適宜修正（●で置き換えなど）している）。

① 人的支援に関わるもの

- * 教員定数の確保及び質の確保
- * 施設の問題もあるが、教員数を増やして更に学習の習熟度に応じた少人数指導を行う。
- * 特色ある学校運営をするための教育数確保

- * 教育環境の充実・整備。多様な生徒に対応するための職員配置
- * 少子化が急激に進行する本県にとって若者に期待する部分が非常に大きい。多様な生徒が増加していることもあるが、個に応じた丁寧な指導を行うためには、教員定数の確保が、最大の役割であると思っている。
- * 通信制生徒の学習への動機づけを適切に行い学びへの意欲を喚起できる教員への養成。個別指導に十分対応できるだけの教員数の確保
- * 専任カウンセラー、養護教諭の配置。通信制高校卒業を目指す生徒一人ひとりの様々な思いを汲み取ることでできる教職員の配置。通信制高校で学ぶ生徒の実情を理解した教職員と他の課程の教職員との活発的な人事交流
- * 人的支援(難しいですが)、スクールカウンセラー配置
- * スクールカウンセラーの配置時間数を増やしたり、特別な支援を必要とする生徒に対して学習支援員を配置したりするなど多様な生徒に対応できるよう、人的な支援を行う。生徒の学習に対するモチベーションを高めるための工夫について研究する。
- * 多様な生徒に対応するためのスクールカウンセラー等の加配
- * より充実した教育環境を整えるべく支援(例:スクーリング時の生徒の健康管理やカウンセリングを行う教育など、必要とされる人的条件の整備など)
- * 人的・予算的支援。教員研究への支援

② 学習環境・施設・設備の整備に関わるもの

- * 放送視聴覚教材・eラーニング等を多くの生徒が利用できるような環境の整備を支援する。
- * インターネットを活用した指導など、生徒がレポートの提出や面接指導等をより受け易くするための条件整備
- * レポート添削指導、相談、連絡等でインターネットの活用を図っていくことも今後の課題の一つである。
- * 授業をインターネットで配信して行う。
- * スクーリングの他に、テレビ中継を活用した双方向の授業の実現
- * ICT教育の充実をはかり、分かり易く、取り組み易い教材等の開発や指導者側の情報機器やソフトの整備。ICT活用能力を有する教員の養成

- * スクーリングで登校し易くする学校の配置を工夫(本校以外の面接指導実施校の検討)
- * 定時制高校を通信制協力校とし、生徒の居住地や勤務場所近くで面接指導や試験を受けられるよう利便性を図ることを検討していく必要がある。
- * 一人ひとりの実態にあったスクーリング等の調整
- * 協力校(●校)における実施校と同程度の教育サービスの質の保証
- * 本県立高校の通信制課程は、A市内にあるX高校と、B市内にあるY高等学校の2校に設置している。そのうち、X高校は、全日制、定時制、通信制の3課程を設置しているため、学校運営や施設面で課題がある。行政としては、この3課程設置による課題を解消し、学び易い環境を整備していくことが必要と考えている。
- * 不登校経験者や特別な支援を必要とする生徒に対する教育環境のあり方の検討が必要だと考えている。
- * 生徒の通学状況・地域的なバランスや生徒・保護者のニーズ等を踏まえ、今後の在り方や配置について検討する。
- * 個別指導を充実させるためのハード面の充実

③ その他

- * 教科書(学習書を含む)と補助の教材(レポート返却時に添付する補助資料等)を基として作成されるレポートの妥当性。(幅広い学習歴の生徒が在籍している場合、学力の到達をどのレベルに置くか課題)
- * 私立の広域通信制高校においては、常識的では考えられないような内容または期間で単位を認定している例もあると聞く。単位認定があまりにもずさんな高校については認可取り消しを含む行政指導が必要と考える。
- * 他県の通信制課程を持つ高校との交流を支援すること。
- * 指導内容及び学習評価についての研修機会の提供
- * 保護者はもとより、地域社会や企業を連携し、児童生徒の適切な勤労観・職業観を形成し社会的・職業的な自立に向けて必要となる能力態度を育成するための支援(キャリア教育の充実)
- * 生徒の社会的自立を図る教育を充実させるための支援

- * 高卒者の就職が厳しくなっていることに対して、全般的な支援はしているが、定時制や通信制の生徒の就労や就職に焦点を絞った支援体制を講じることが必要と考える。
- * 生徒一人一人の学習意欲に応じた教育の機会を提供するために、通信制高校においては、生徒の多様化や実情、学校の実態等に配慮し、ゆとりある教育活動の中で各学校が創意工夫し、生徒一人一人の生きる力を育てる通信制教育の充実に努めております。そのため、学習内容と指導の工夫・改善に努め、修学指導および生徒指導の強化を図る取り組みが必要だと考えております。
- * 学校の評価活動を基軸とした学校改善が効果的・継続的に実施できるように学校を支援していくこと。
- * 生徒の学習に対するモチベーションを高めるための工夫について研究する。
- * 学校との連携を密にするとともに、学校訪問等の機会を十分に活用し、学校が努力していること、学校の課題についてより深く理解し、有効な指導助言を行うこと。
- * 柔軟な学習形態に魅力を感じて入学する生徒、進路変更により転編入学する生徒、生涯学習の観点から修学する生徒等が増加しつつある中で、多様な学習ニーズに幅広く対応するよう、指導・助言を行うこと。
- * 個に応じた指導を行う上での課題について、学校の求めに応じて関係諸機関と連携し、適切な指導・援助を行うこと。
- * 学校のニーズに応じた支援
- * より細やかな指導・助言
- * 学校運営のサポート
- * 前途(設問 3)のような高校改革とそれに伴う環境整備
- * 学校運営の状況把握と助言・指導

第3節 通信制高校の設置認可権者に対する調査結果

3-1 回収状況等

今回の委託事業においては、通信制高校の設置認可権者である都道府県および構造改革特区に指定されている市区町村を対象とした郵送によるアンケート調査（調査票については【資料1（3）】を参照）と、3県の知事部局（私学の設置認可担当）に対する訪問調査を行なった。アンケートの回収状況は図表2-3-1の通りである。なお、具体的な評価項目の必要性に関する設問1については第4章で通信制高校、教育委員会からの回答と比較検討する中で扱うので、本章では設問2以下の回答状況を中心に見ていくこととしたい。

【表2-3-1】 調査票回収状況（設置認可権者）

	都道府県	特区認定市町村	合計
回収数	35	10	45
郵送数	39	16	55
回収率	89.7%	62.5%	81.8%

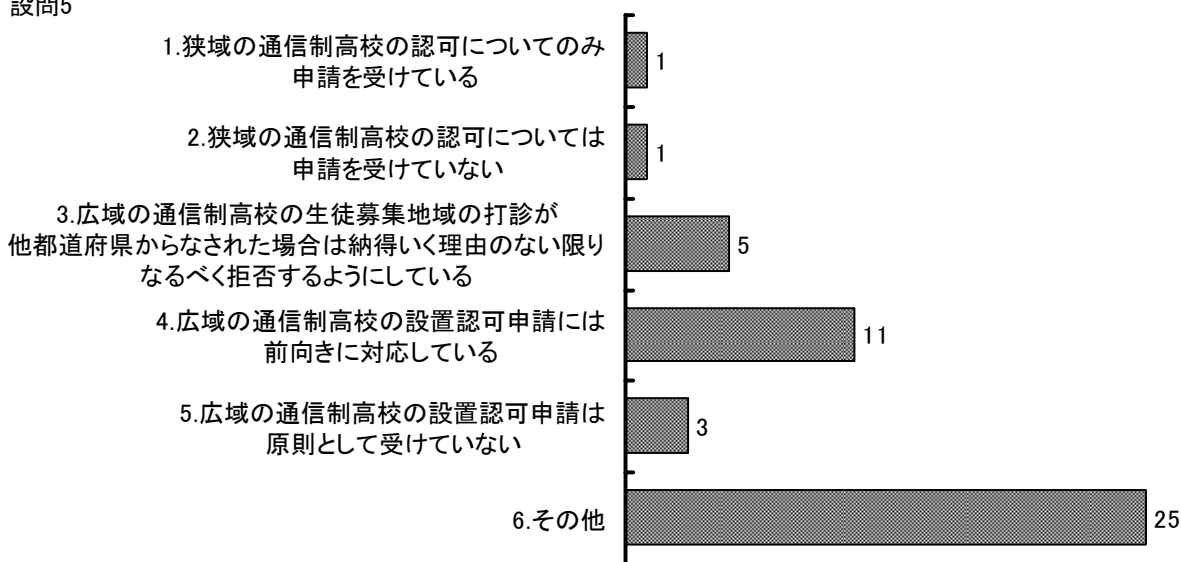
3-2 通信制高校の設置認可方針について

調査票の設問の順序とは異なるが、設置認可権をもつ都道府県等の担当部局が抱える問題等を見る前に、それぞれの都道府県等が通信制高校の設置認可に対してどのような方針を持っているのかを見ておきたい。設問5では、通信制高等学校の設置認可方針を複数回答で尋ねている。図表2-3-2の通り、回答のあった35件のうち、最も多かったのは「その他」であった。中でも、16件が「特に認可について何らかの方針をもってはいない」「申請者側が基準を満たした申請を行う限りにおいて、行政が当該申請を不受理とすることは出来ないと考えている」といった主旨の回答が最も多い。次いで11件が「広域の通信制高校の設置認可申請には前向きに対応している」と回答している。そのうち4件は構造改革特区に指定されている市町村である。他方、「狭域の通信制高校の認可についてのみ申請を受けている」が1件、「広域の通信制高校の設置認可申請は原則として受けていない」が3件あり、重複を除

けば3つの県が広域通信制高校の設置認可申請に消極的な姿勢を見せている。「その他」と回答した中にも、通信制高等学校に限らず私立高等学校の設置自体に抑制的なところが3県ある。また、「基本的に、●県の設置基準に基づいて設置認可をしている。特に通信制だからといって受けないということはない。しかし現在通信制がたくさん設置されている状況から今後、設置認可についての検討が必要」といった意見もみられる。したがって、都道府県単位で見ると、「行政としては基準にしたが

【図表2-3-2】 (設問5 通信制高校の設置認可に対する方針について)

設問5



	実数	割合
1. 狭域の通信制高校の認可についてのみ申請を受けている	1	2.2%
2. 狭域の通信制高校の認可については申請を受けていない	1	2.2%
3. 広域の通信制高校の生徒募集地域の打診が他都道府県からなされた場合は納得いく理由のない限りなるべく拒否するようにしている	5	11.1%
4. 広域の通信制高校の設置認可申請には前向きに対応している	11	24.4%
5. 広域の通信制高校の設置認可申請は原則として受けていない	3	6.7%
6. その他	25	55.6%

って申請を処理するしかない」として中立的に対応するところが多くなっているが、「前向き」に対応するところと「抑制的あるいは消極的」に対応するところの数は拮抗している状況にあると言える。

また、「広域の通信制高校の生徒募集地域の打診が他都道府県からなされた場合は納得いく理由のない限りなるべく拒否するようにしている」という回答も5件ある。その理由として、「近年の少子化傾向により、県内に●校ある各私立高等学校（全日制）とも生徒の確保に苦慮している。さらに、私立通信制高等学校●校、株式会社立の通信制高等学校●校があり、このような状況で●県が生徒募集区域に加えられることは、本県の高等学校と競合し、大きな影響を及ぼすことが懸念されるため」「本県の私立通信制高校●校は少子化による生徒減少が著しく、定員に満たない状況が続いている。本県には県立の通信制高校もあり、今後さらに区域指定されることは生徒確保に影響が生じるため」など、県内にある学校の生徒確保への懸念が示されている。「なるべく拒否」とはいえ、「①本県からの入学希望者に対する十分な配慮が図られているか。（スクーリングの実施形態や学習のサポートシステムなど）②本県からの入学者数などの実態が把握できるかなどを視点に支障があるなしの回答をしている状況」であるところもあった。同様の意見が、「その他」と回答したところの中にも2件見られることから、そのような慎重な対応をしているところも一定程度あることがわかる。

他方すでに述べた通り、回答のあった特区指定の市町村（7市町村）のうち4市町村が「広域の通信制高校の設置認可申請には前向きに対応している」と回答している。それらの市町村からは、「少子高齢過疎化が深刻であり、あらゆる企業誘致等を推進している」との自由記述もあり、その一環としての学校設置会社誘致であったことが推測できる。実際に、特区認定の際には地域経済の活性化に資することが求められており、例えば、「単位通信制高校は3泊4日の当該地域でのスクーリングが義務となっており、経済効果も期待できる」「特区計画どおり、地域活性化の一役を担っている」との記述がある一方、「特区計画の達成については苦慮している」との記述も見られた。また、「学習意欲はあるが、様々な理由で高校中退した子供たちなどに対して少しでも選択の幅を広げ学校へ進学するための受け皿とするため、広域の通信制高校の設置認可申請には前向きな対応していきたい」というように受入れを増やそうとする記述がある一方で、特区指定されていた自治体を合併してでき

た市町村からは、「(今後は) 広域・狭域どちらの通信制高校の認可申請を受ける予定はない」との記述もあり、特区指定を受けている市町村の間でも状況はさまざまであることが推測できる。

また、この設問に関連して示された自由記述の内容は以下の通りである（回答した都道府県等が特定できないよう、固有名詞や学校数などについて適宜修正（●で置き換えなど）している）。

①「狭域の通信制高校の認可についてのみ申請を受けている」「広域の通信制高校の設置認可申請は原則として受けていない」「広域の通信制高校の生徒募集地域の打診が他都道府県からなされた場合は納得いく理由のない限りなるべく拒否するようになっている」という回答を補足する記述

- * 近年の少子化傾向により、県内に●校ある各私立高等学校(全日制)とも生徒の確保に苦慮している。さらに、私立通信制高等学校●校、株式会社立の通信制高等学校●校あり、このような状況で●県が生徒募集区域に加えられることは、本県の高等学校と競合し、大きな影響を及ぼすことが懸念されるため。
- * 本県の私立通信制高校●校は少子化による生徒減少が著しく、定員に満たない状況が続いている。本県には県立の通信制高校もあり、今後さらに区域指定されることは生徒確保に影響が生じるため。
- * 通信制高校に対する県内の需要は十分に満たされているため
- * ①本県からの入学希望者に対する十分な配慮が図られているか(スクーリングの実施形態や学習のサポートシステムなど)②本県からの入学者数などの実態が把握できるかなどを視点に支障があるなしの回答をしている状況
- * 本県の私立学校設置認可審査基準の第2条には、高校学校の設置は、当分の間原則として抑制することとなっており、通信制高校の設置は受けていない。

②「広域の通信制高校の設置認可申請には前向きに対応している」という回答を補足する記述

- * 生徒の進路の選択肢が増えるため。
- * 原則、対象となる者の選択肢(機会)を限定しない。ただし、人口減(生徒減)のため、他校(特に私学)への過度の影響が想定される場合はその限りではな

い。

- * 担当課としては、審査基準を満たしていれば、認可の方向で事務を進めることになる。
- * 通信制高校の設置について審査基準を満たしていれば申請を受付。教育特区としては①生徒募集段階における説明が適切に行われていること、②いわゆるサポート校と安易に連携することがないこと、③県内既設高との関係が良好に保たれること、を条件として回答している。
- * H17 当該地域は教育特区の認定を受け、H18 株式会社立による学校が開校し、特区計画どおり、地域活性化の一役を担っている。
- * 小学校の廃校跡地の利活用として設置した。現在は生徒数●名程度となり、経営も黒字になってきた。当該地域は、少子高齢過疎化が深刻であり、あらゆる企業誘致等を推進している。また、単位通信制高校は3泊4日の当自治体でのスクーリングが義務となっており、経済効果も期待できる。
- * 学習意欲はあるが、様々な理由で高校中退した子供たちなどに対して少しでも選択の幅を広げ学校へ進学するための受け皿とするため、広域の通信制高校の設置認可申請には前向きな対応していきたい。
- * 現在広域の通信制高校を●校認可しているため。(特区計画の達成については苦慮している)

③「その他」という回答を補足する記述 1 (「設置認可に対して特段の方針なし」とする意見。ただし、下の方の意見程、慎重姿勢も見られる。)

- * 県の方針はない。設置の相談があった場合は計画内容が高等学校通信制教育課程の基準を満たしているか判断することになる。
- * 「●県私立高等学校通信制の課程の設置認可に関する審査基準」を満たしていると思われる場合は、広域狭域に関わらず申請を受理し、私学審議会への諮問答申を受けて最終的に認可の可否を判断する。
- * 基本的に、県の認可基準を満たしていれば申請を認可している。
- * 通信制高校の認可申請については国の高等学校通信教育規定に定める要件等を踏まえ対応している。
- * 通信制に限らず高校設置に関して特別の認可方針を採っていない。

- * 特に方針はなく必要に応じて対処する。
- * 県の設置基準による。県の設置基準に沿って、狭域・広域の区分なく設置認可の審査を行っている。
- * 設置基準を満たしている場合には、認可する方向で検討する。
- * 申請内容が設置基準等に定められている基準を満たしていれば認可せざるを得ない
- * 特に方針は持っておらず、狭域・広域に関わらず設置の話があれば対応する。
(本県は通信制高校の設置認可実績なし)
- * 広域・狭域ともに通信制高等学校の設置認可申請の例はないが、申請が出された場合、相当な理由のない限り拒否できないと考える。
- * 特に、通信制高等学校設置の制御方針などはないので、設置基準を満たせば認可をする。「前向き」というニュアンスとは少し異なる)広域通信制高校の場合、設置認可を行う所轄庁は都道府県知事であるが、運営費の補助主体は文部科学省であり、不一致となっている。本来、この2つの権限は一致しているべきである。県域を越える教育活動を常態とする広域通信制高校を県が認可・監督することは様々な問題があるので、可及的速やかに文部科学省を所轄庁とすべきであると考えている。
- * 申請者側が基準を満たした申請を行う限りにおいて、行政が当該申請を不受理とすることは出来ないと考えている。ただし、特に広域通信制高校については、設置認可後の県外における学校運営状況の把握が困難であることも鑑みて、学校側との情報交換を密にする必要があると考えている。
- * 少子化が進むなか、学生の確保が可能であるか、教育の目的が適切であるか、教育環境が確保されているか等を総合的に検討し対応している。
- * 県内の私立高校、類似の学校等の意見や将来の学校運営計画等を総合的に勘案しながら、私立学校審議会に諮問している。
- * 基本的に、府の設置基準に基づいて設置認可をしている。特に通信制だからといって受けないということはない。しかし現在通信制がたくさん設置されている状況から今後、設置認可についての検討が必要

④「その他」という回答を補足する記述 2（私立学校の設置自体を抑制しているという趣旨の意見）

- * 本県においては、私立高等学校の設置に関する審査に当たっては当分の間は抑制的に対応しており、社会経済の急速な変化に伴う新たな需要に対応するため、極めて必要性の高い設置などについては例外的な配慮をする。
- * 本県では、県内私立高等学校の収容定員については、私立学校審議会で審議され、原則新設、増員は認めておらず、生徒募集に影響のある事案については慎重姿勢をとっております。
- * 本県では、高等学校の設置について、原則抑制方針であり、通信制であっても同様であるが、特色ある教育を行うこと、経営基盤の安定性が確保されていることの2つを共に満たす場合はこの限りではない。

⑤「その他」という回答を補足する記述 3（他の都道府県からの生徒募集打診への対応についての意見）

- * 他都道府県が本県を教育区域とすることに対しては要望を記載しやむを得ないとして回答している。
- * 他都道府県から広域の通信制高校の生徒募集地域の打診がなされた場合には、本県に協力校を設置するか、指定技能施設と提携するなど本県生徒が面接指導及び試験を支障なく受けられるように求めた上で依頼を認めている。
- * 広域通信制高校の生徒募集地域の打診が他都道府県からなされた場合は、本県における協力校の設置など本県の生徒の負担を軽減することを条件に認可するよう意見を提出している。
- * 他都道府県の学校法人が新たに設置する高等学校が本県内の区域を通信教育特区とすることは、高等学校通信教育規定に規定する設置基準を充足する場合は、法制度上やむを得ないものと考えます。

⑥「その他」という回答を補足する記述 4（特区認定をうけた市町村からの意見）

- * 広域・狭域どちらの通信制高校の認可申請を受ける予定はない。
- * 市が構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けたため。特区の通信制高等学校は年に一度(2泊3日)しかスクーリングに来ないため、全日制の学校

と評価項目を変えるべきだと思う。

- * 当自治体では、構造改革特別区域法第4条第8項及び同法附則第3条の規定に基づいて認定された教育特区である。現在高校●校を認定している。認定に当たっては地域の社会情勢等を考慮しながら、その都度検討していくこととしている。

3-3 通信制高校に関して寄せられる苦情等について

設問2では、設置認可をしている部署に、通信制高校について寄せられる苦情の内容について自由記述で尋ねている。「特に苦情はない」というところも多く、回答があったのは18件であった。そのうち、構造改革特区に認定されている市町村(4件)に対しては設置認可している学校が1校であるため、「開校当初は『怪しげな学校ではないか』『高校卒業になるのか』などの問い合わせがあったが、最近では学校として認知されて来たためか、このような問い合わせはなくなった」「スクーリングにおける宿泊部屋割について」など当該高校に対する問い合わせや苦情などが寄せられている。他方、それ以外の都道府県については、教員の対応、生徒指導およびその処分、部活動や寮生活に関すること、授業料の徴収方法や本年度から開始された就学支援金制度における納付済の授業料の返還が遅いという苦情など、学校に対応に対する不満(4件)やおそらく地域住民からのものと思われる「通信制高等学校の生徒の素行の悪さ」(1件)などもあるが、複数の県に共通するものもあった。それは、サポート校や面接授業施設に関するもので、「サポート校での単位認定や卒業認定が甘い」「高校の授業料とは別にサポート校に在籍するための納付金が必要となり全日制高校よりも割高である」「広域通信制で本県にサポート校があり、その苦情がくることがある」「面接指導施設については学校法人が所有する教育施設(専修学校、指定教育施設等)でなければならないが、そうでない場合があること」などのほか、「サポート校と通信制高校との関係が各校の説明不足もあつてか、単位認定や教育内容に苦情が寄せられる」「技能連携校をサポート校と同一のものと誤解を招くような場合があること」などの意見も寄せられた。苦情ではないが、「他県認可の広域通信制高校と提携していると思われる『サポート校』について、通信制高校への入学を考えている子供の保護者から『正式な高校か?』『高校卒業資格はもらえるのか?』という問い合わせがたびたびある」との記述も見られた。このように、

苦情等が寄せられると回答したところの大半がサポート校や広域通信制高校に関する苦情で、しかも他の都道府県等による設置認可をうけたものに対する苦情を受けるといふ状況になっている。実際、「その場合、所轄ではないという理由で対応できないことがある」との意見や、「どこが所管しているのか分かりにくく、役所に電話してもたらい回しにされる」ことが苦情内容になっている場合もあるようである。

3-4 設置認可を担当する部署として苦慮していることについて

次の設問3では、通信制高校について設置認可を担当する部署として苦慮していることを尋ねているが、その内容も設問2に共通するものが多かった。40件の回答には共通したものが多く、①自らが設置認可を行なった広域通信制高校の他の都道府県における活動の把握の困難性に関わるものが12件、②他の都道府県の認可した広域通信制高校が設置している面接授業施設やそれらの高校と連携しているサポート校に関わるものが8件、となっており、回答の半数が所轄地域を越えた活動をする広域通信制高校に対する設置認可後の指導や情報把握に関する事項をあげている。他にも、③国の規制のあり方や所管官庁の違いによる問題が6件、④担当者が必ずしも学校教育についての専門性を有していないことから来る問題が2件、⑤最近あるいは今後の設置認可申請に関する事項が2件、などとなっている。

①（自らが設置認可を行なった広域通信制高校に関わるもの）については、他の都道府県に設置されている面接指導施設やサポート校における「適切な教育活動（添削指導や面接指導の内容等）や運営状況（教職員の配置や施設・設備の設置状況等）の確認」「県外面接指導施設等の正確な実態把握」に苦慮しているという意見が12件中9件と圧倒的であり、それ以外に、「生徒確保の見込み」など学校の経営基盤に関する情報がつかみにくいことや「生徒に関する調査（例、麻しんの予防接種の状況調査）など」の情報が迅速につかめないことなどがあげられた。②（他の都道府県の認可した広域通信制高校に関わるもの）については、8件の意見すべてが「他当道府県の広域通信制高校が本県内に設置している教育施設に対する権限がなく、実態把握・指導が困難なこと」という意見に端的に示されている。中には、「複数の都道府県が関係する広域通信制高校に関しては、指導監督のあり方を見直すことが必要ではないか」との意見も見られた。③（国の規制のあり方や所管官庁の違いに関わるもの）については、国の高等学校設置基準や高等学校通信教育規定のあいま

いさによる問題点を指摘する意見があった。例えば、高等学校通信教育規程の第11条「他の学校等の施設及び設備の使用」（面接指導施設に係る国の根拠規定）に数値基準が明記されていないため、都道府県によっては独自の基準を設けているところがあるため、判断基準がバラバラになっている実情を指摘する意見である。当該県では、「独自の基準を定めていないため、案件ごとに状況を判断することになるが、これについては、全国的な統一基準が必要ではないかと考える」と続いている。また、「学校教育法、関連法令、特区法それぞれ複雑だが、絡み合うと解釈が難しい。（とりわけ本年度から開始された）就学支援金の事務が単位制高校には煩雑すぎる」と言った意見や、逆に構造改革特区に指定されている市町村からは、文部科学省からの情報がほとんどないことや、教員研修の機会が確保できないことなども指摘されている。具体的な意見の内容は以下の通りである。

①自らが設置認可を行なった広域通信制高校に関わるもの

- * 広域通信制。適切な教育活動(添削指導や面接指導の内容等)や運営状況(教職員の配置や施設・設備の設置状況等)の確認。県外面接指導施設等の正確な実態把握
- * <広域>県に権限があるが、全国の面接指導施設の実地調査を行うことは難しい。
- * 広域通信制高等学校における学習センターなど無認可施設の取扱い
- * 県外の協力校、サポート校等における学習指導等の実態が把握しにくいこと。
- * 県外での教育活動の把握。他県認可校の県内での教育活動の把握
- * 広域通信制の場合、他県における協力校やいわゆるサポート校の状況が十分把握できないので、認可後の指導が難しい。
- * 広域の通信制高校においては、県外の教育拠点となる学習センターの設置やサポート校との連携により、生徒募集や学習支援等を行っているが、こうした施設の運営状況の実態把握及び指導が困難である。
- * 他府県に設置されている面接指導施設、サポート校で実施されている教育内容についての把握が難しい。
- * 広域通信制の認可を行う場合、当初は関係都道府県に意見を聴いているため、情報はあるが、他県で認可したその後の実態が県としてつかめない状況のとこ

ろがある。

- * 生徒確保の見込みが確かか。(他校とのパイの奪い合いにつながらないか。)特に、他県のサポート校等の実態を確認できない。
- * 広域通信制の場合、対象が全国になるため、生徒の入学見込みや、それに伴う収支見込などを把握するのは難しい。
- * 通信制高等学校の生徒に関する調査(例、麻しんの予防接種の状況調査)などで、学校に生徒からの回答が迅速に集まらないといった点は苦慮している。

②他の都道府県の認可した広域通信制高校に関わるもの

- * 自県以外を教育特区とする場合の他の都道府県との調整、県内公立通信制高等学校及び他の私立通信制高等学校との調整
- * 広域通信制について他当道府県の広域通信制高校が本県内に設置している教育施設に対する権限がなく、実態把握・指導が困難なこと。
- * 本県内にある他都道府県が所管する通信制高校のサポート校等、株式会社立の通信制高校については、本県が所管ではないので、状況を把握していないという問題があります。
- * 広域通信制においては、本県以外での教育施設(例えば、自習施設やサポート校など認可を必要としない通学施設)に関する状況把握が極めて困難であり、一度設置認可をしてしまうと現法下では指導監督しきれない面がある。
- * 他県が認可している通信制高等学校に在籍する本県在住の生徒数の把握が困難である(広域)。他県が認可している通信制高等学校に係る施設のうち、本県に所在するものについての実態の把握が困難である(広域)
- * 本県を教育特区地域としている他都道府県認可の広域通信制高校については、本県に所在する面接指導施設等についての情報がなく、問い合わせの連絡があった場合などに適切な対応ができないことが懸念される。複数の都道府県が関係する広域通信制高校に関しては、指導監督のあり方を見直すことが必要ではないかと考える。
- * (広域の学校に限る)通信制高等学校の関連施設がいくつかあるが、市域外にある施設については、実態把握が出来かねる部分がある。
- * 本県に設置されている他都道府県認可の通信制高校のサポート校等について情報がないため、匿名の相談を受けて、その後他県の通信制高校と分かった

時、県として対応しようがないこと。

③国の規制のあり方や所管官庁の違いに関わるもの

- * 認可に当たって文科省の基準・規程が曖昧であり苦慮している。
- * 国が定めている「高等学校通信教育規程」における、特に第 11 条「他の学校等の施設及び設備の使用」(面接指導施設に係る国の根拠規定)は、抽象的な表現であり、数値基準が明記されていないため、独自の基準を設けているところがあるなど、各都道府県によって判断基準がバラバラになっているのが実情である。当県では、独自の基準を定めていないため、案件ごとに状況を判断することになるが、これについては、全国的な統一基準が必要ではないかと考える。
- * 学校教育法、関連法令、特区法それぞれ複雑だが、絡み合うと解釈が難しい。就学支援金の事務が単位制高校には煩雑すぎる。
- * 県教育員会を含め、いつどこに広域通信制ができていいのか把握できていない。特に私立の通信制が多く、広域と狭域の通信制学校の所轄がどこか区別できていない。
- * 構造改革特区による設置であるため、文科省からの情報が過疎である。教育の質の向上のため教員の研修が重要であるが、研修の機会がない。

④担当者の専門性等に関わるもの

- * 総務課が担当しているため、教育のノウハウ等が無く、認可の審査に苦慮しました。又、設置後は学校評価を行うにあたり、会社の経営状況等の専門知識も必要であり専門部署がいるものと思料する。
- * 設置認可をした自治体として必要な事務や学校評価について

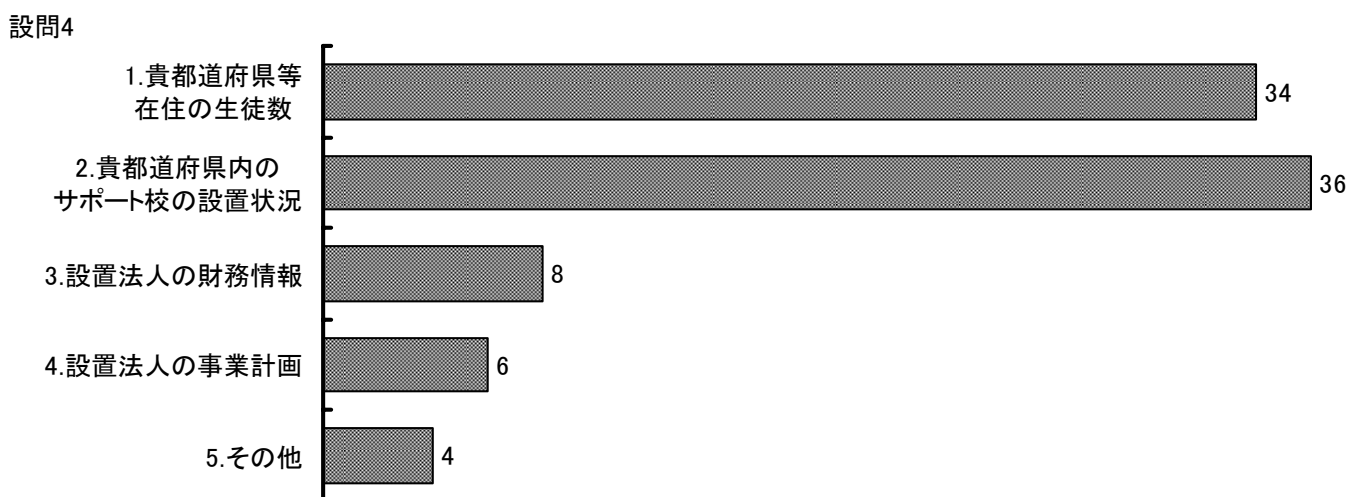
⑤設置認可申請に関わるもの

- * 通信制高等学校の設置認可について、営利的な観点から安易に考えているとしか思えない相談事例がほとんどであり、教育環境等について十分に認識しておられず苦慮している。
- * 特になし。教育特区の認定を受けているため、当自治体の設置認可となるが、今後、他社の参画を打診された場合、取り扱いが問題になる。

3-5 他の都道府県等が認可した通信制高校に関し把握したい情報について

設問4では、他の都道府県等が設置認可した通信制高校が、当該都道府県等を生徒募集地域としている場合、その高校について特に把握しておきたい情報は何かを尋ねている。図表2-3-3の通り、回答のあった45件の8割程度が当該都道府県等に在住している生徒数（34件）やサポート校の設置状況（36件）に関する情報を把握しておきたいと回答している。通信制高校を設置している学校法人や学校設置会社の財務情報（8件）や事業計画（6件）についても把握しておきたいと回答したのは2割弱と比較的少数にとどまった。また、「その他」を選択した3件の中には、学則（1件）、協力校及び他の指導施設（いわゆる学習センター等）の設置状況（1件）が含まれている。ヒアリングの中でも指摘されたことだが、このような情報は通常公式に把握する方法がないものである。しかし、生徒数やサポート校、協力校やいわゆる学習センター等の指導施設等については、設問5で見ると、抑制方針を採る都道府県等が、そのような方針を採る理由に少子化とそれにとまなう県内

【図表2-3-3】 （設問4 他の都道府県が認可した通信制高校について知っておきたい情報について）



	実数	割合
1. 貴都道府県等在住の生徒数	34	75.6%
2. 貴都道府県内のサポート校の設置状況	36	80.0%
3. 設置法人の財務情報	8	17.8%
4. 設置法人の事業計画	6	13.3%
5. その他	4	8.9%

高校の定員確保の困難化をあげていることや、ヒアリングにおける回答や設問2・3で見ると、他の都道府県等が設置した通信制高校のサポート校や学習センター等に通う生徒の保護者等からの苦情を受けることがしばしばあることから、把握しておくべき情報にあげられているものと思われる。ただし、これらの情報の公表は学校にとっては経営上の死活問題にもつながりかねず、学校評価の結果で明らかにするとすれば、当該学校の評価への積極性が減退する可能性が強い。学校評価の結果明らかにするよりも、別の方法で学校自身に公表させるか、国が把握して必要とする都道府県に適宜提供することなどで対応する方が適切であろう。

第4節 わが国における学校評価の現状と通信制高校

4-1 学校評価に関する制度の概要

学校評価は以下の3点を目的として実施するものである。

- 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、組織的・継続的な改善を図ること。
- 学校評価の実施・結果の公表により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者・地域住民等から理解と参画を得て、その連携協力による学校づくりを進めること。
- 設置者が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、教育水準の保証・向上を図ること。

1990年代後半から、「開かれた学校づくり」や「信頼される学校づくり」、さらに学校の説明責任の充実といった観点から、学校自身による評価の実施とその結果を保護者や地域住民に説明することの必要性が指摘され始めた。2002年4月には、このような動きを経て、「小学校設置基準」等が制定され、そこに学校の自己評価の実施とその結果の公表が努力義務として規定された。

このような文部科学省の動きと平行して、2000(平成12)年度以降には内閣府でも学校評価、とくに外部評価の導入についての提言がまとめられ、2005年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」において、「義務教育について、学校の外部評価の実施と結果の公表のためのガイドラインを2005年度中に策定する」と明記した。また、文部科学省の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」(2005年10月)においても、今後の更なる学校評価の充実のためには、「大綱的な学校評価ガイドラインを策定することが必要」と指摘された。

このような経緯を踏まえ、2006年3月に策定されたのが『義務教育諸学校における学校評価ガイドライン』である。このガイドラインは、主に市区町村立の義務教育諸学校を対象とし、学校評価の目的、方法、評価項目、評価結果の説明・公表、設置者への提出と設置者等による支援や条件について記述している。学校や地方自治体が、このガイドラインを参考にしながら、地域の実態を踏まえた学校評価の取

り組みを進めていくことが期待された。文部科学省でも 2006 年度から学校評価の普及および拡充整備を目的とした実践研究・調査研究の委託を始め、同年 9 月からは学校の第三者評価に関する実践研究を開始し、第三者評価の試行事業を展開した。

さらに、2007 年 6 月の学校教育法改正により学校評価の根拠規定が新設され、同年 10 月、学校教育法施行規則において①自己評価の実施・公表、②保護者など学校関係者による評価（学校関係者評価）の実施・公表、③自己評価結果・学校関係者評価結果の設置者への報告、に関する規定が設けられ、自己評価の実施と公表の義務化、保護者・地域住民による学校関係者評価の実施と公表の努力義務化が行われた。このことを受けて、2008 年度からの学校評価の取り組みに活用できるよう、2008 年 1 月、『学校評価ガイドライン』の改訂が行われた。

『学校評価ガイドライン〔改訂〕』では、学校教育法および学校教育法施行規則の規定を踏まえ、学校評価の実施手法を以下の 3 つの形態に整理している。

- (1) 各学校の教職員が行う評価【自己評価】
- (2) 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価【学校関係者評価】
- (3) 学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価【第三者評価】

なお、『学校評価ガイドライン〔改訂〕』は、上記手法のうち自己評価及び学校関係者評価に関する事項について整理したもので、第三者評価を活用した学校評価の在り方についてはさらなる検討事項とされた。

そして 2010 年 7 月、2006 年度から進められた文部科学省の試行事業や実地検証、および各地方公共団体での学校評価・第三者評価の取り組みの実績を踏まえ、『学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕』が公表された。『学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕』は、『学校評価ガイドライン〔改訂〕』の基本構成を引き継ぎ、主に学校の第三者評価に係る内容が追加されている。

まず第三者評価については、「学校教育法に規定されている学校評価の一環として、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価

を行うものである」と定義された。「その学校に直接かかわりをもたない専門家等が、自己評価及び学校関係者評価の結果等も資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的（第三者的）立場から評価を行うものである」とした先述の『学校評価ガイドライン〔改訂〕』と比較すると、定義上で実施主体が明確にされた点、客観性・第三者性といった要素が弱まった点を指摘することができよう。

以下では、『学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕』で明示された第三者評価実施にあたっての目安を簡単に整理したい。

1) 第三者評価の趣旨

学校が自ら学校運営を改善し、その教育水準の向上を図るとともに、適切に説明責任を果たして保護者や地域住民等の理解と参画を得て学校づくりをすすめていくため、自己評価や学校関係者評価に加えて、第三者評価を導入することにより、学校評価全体の充実を図ることを第三者評価の趣旨としている。

2) 第三者評価の実施体制

その実施については、自己評価や学校関係者評価とは異なり、法令上の実施義務や努力義務は課さず、学校とその設置者が実施者となり、その責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に実施するとしている。また、具体的な実施体制は、①学校関係者評価の評価者の中に学校運営に関する外部の専門家を加えるなどして、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う、②一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う、③学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を行う、などから、地域や学校の実情に応じて柔軟に対応することとしている。

3) 第三者評価の評価者

第三者評価に携わる評価者は、学校運営について専門的視点から評価を行い、その結果を踏まえ、学校の優れた取り組みや今後の学校運営の改善につなげるための課題、改善の方向性などを提示することのできる者の中から、実施者が評価者としてふさわしい識見や能力を有していると判断した上で選定することが必要であるとされている。また、評価者の構成については、評価項目に即して適当なものを選定し、一面的な評価とならないよう偏りのない構成とすることが望まれている。

4) 第三者評価の実施

第三者評価の実施については、実施者が各学校・地域の実情に配慮して時期や日程を決定するとともに、学校や設置者が課題と認識している事項や、それまでの評価において指摘された課題等を踏まえつつ、評価項目を重点化することが重要であるとしている。そのうえで、実際の評価活動としては、授業観察や課外活動の観察、教職員等からのヒアリング、および書面やデータの参照をすすめ、その結果をもとに各学校の目標の設定・達成に向けた取組状況等学校運営のあり方について評価し、学校の優れた取組や今後の学校の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示することが求められている。さらに、学校の事務負担が過度に増えないようにとの配慮も示されている。

5) 第三者評価の評価結果とその活用

評価結果のとりまとめは、評価対象校が評価結果を適切に理解し、その内容について納得できるように、評価の判断根拠となった情報を明らかにする、評価結果の取りまとめの過程で、評価対象校と事実誤認の有無等について協議する機会を設けるなどの工夫を講じながら評価者が責任を持って行うことが求められている。

評価結果について報告を受けた学校は、評価結果を踏まえて、自ら学校運営の改善に努めるとともに、評価結果を保護者などが理解しやすい形で積極的に説明・情報提供していくことが望まれている。設置者等は、評価結果より明らかとなった課題に対して、学校の支援や必要な改善措置を講ずるとともに、日常的な学校の指導に活用することが求められている。

『学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕』では上記のとおり第三者評価実施の目安が示されているが、自己評価や学校関係者評価のように法令上の規定がないこと、また、実施主体が学校及び設置者とされたことから、導入については設置者もしくは学校の裁量に委ねられたといえる。

(参考・引用)

監査法人トーマツ (2008) 『学校の第三者評価者研修テキスト』

有限責任監査法人トーマツ (2010) 『平成21年度 第三者評価の実践結果を踏まえた評価手法等の効果検証にかかる調査研究 最終報告書』

4-2 現在の自己評価・学校関係者評価に対する通信制高校関係者の認識

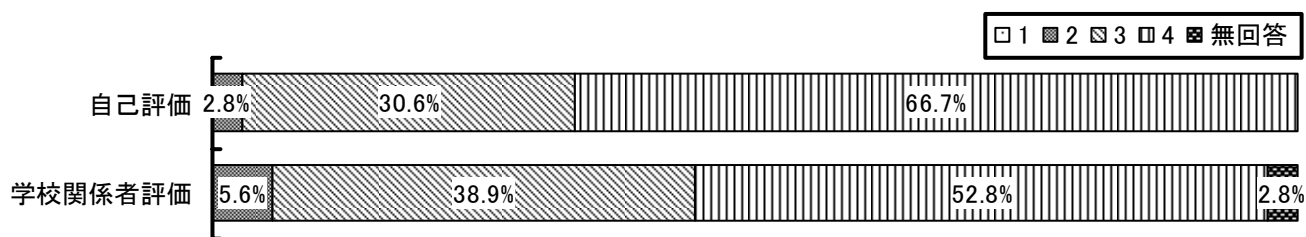
上記のような学校評価制度は当然通信制高校にも適用されている。学校評価も設置基準に盛り込まれる形で法制度化されてから8年余が経過し、各地の実践を見る限り、実施していないところはないが、それが当初期待されているような効果を十分にあげているかどうかについては議論が分かれるところであろう。ここではまず、現在義務化されている自己評価と努力義務とされている学校関係者評価が、通信制高校の教育の質の維持・向上にどの程度有効に機能しているかを尋ねた設問（教育委員会対象：設問5，通信制高校対象：設問6）の回答状況をもとに、現行の学校評価制度に対する関係者である教育委員会と通信制高校の認識を見ておきたい。

まず教育委員会の回答状況（回答総数36件）は図2-4-1の通りである。なお、この設問では4段階（4：「有効である」、3：「どちらかといえば有効である」、2「どちらかといえば役に立たない」、1：「役に立たない」として）で回答を求めている。自己評価については、「有効である」が66.7%、「どちらかといえば有効である」が30.6%、「どちらかといえば役に立たない」が2.8%、「役に立たない」が0となっている。「（どちらかといえば）有効である」と肯定的にとらえる割合も97%あまりと圧倒的である。この設問では、回答の理由を自由記述で問うているが、「評価結果をもとに職員間で意見交換・共通理解がなされ、教育活動の改善に生かされているから」「各校とも自己評価を適切に実施し、これにより学校の課題を明確にし、次年度の学校運営に生かしている」「適切な自己評価によって、自分たちの教育活動について総括し、達成できたことと今後の課題を明確にすることができるため、次の取組目標が明確化し、職員のモチベーションが高まっているから」というような、自己評価がそもそもめざすところが実現できているという指摘が多い。

学校関係者評価については、「有効である」が52.8%、「どちらかといえば有効である」が38.9%、「どちらかといえば役に立たない」が5.6%、「役に立たない」が0となっている。「（どちらかといえば）有効である」と肯定的にとらえる割合も94%あまりとなっている。自己評価に比べて「有効である」と回答する割合が10%程度低くなっているが、肯定的にとらえる割合は自己評価同様高い。回答の理由を見ても、「職員が、自分たちの気付かない視点から評価されたり改善を提案されたりすることによって、視野が広がり、学校の教育活動にも一層の広がりや深まりが生じているから」「保護者や地域に「通信制」の実態を理解していただく。関係者との対話

により新たな気づきを得られる」「取り組みの状況を詳しく知らせることができ、温かい評価を得ており、学校の励みとなっている」というような記述が見られる。ただ、学校関係者評価については、通信制高校に限らず、学校の実情を十分把握した上での評価が難しいことが指摘されている。実際に、「どちらかと言えば役に立たない」と回答した理由には、「通信制高校を理解してもらうための努力が不十分であり、地域や学校に関わる方たちの意見をj得る努力を今後検討する」「通信制の場合、その実施後、状況は職員以外の方では把握しにくく、具体的な意見等を得ることが難しいと考えられる」という意見が提示されており、学校関係者評価者にとって、他の学校以上に実情の把握が難しいことが指摘されている。

【図 2-4-1】（教委設問 5 現在の自己評価・学校関係者評価の有効性）



これに対して、通信制高校の回答状況（98校）は図 2-4-2 の通りである。自己評価については、「有効である」が 25.5%、「どちらかと言えば有効である」が 55.1%、「どちらかと言えば役に立たない」が 10.2%、「役に立たない」も 3.1%となっている。「（どちらかと言えば）有効である」と肯定的にとらえる割合は教育委員会が 97%あまりであったのに比べると、80%あまりに留まっており、圧倒的とまではいかない。回答の理由をみても、もちろん「目標を立てることにおいて、学校長の努力目標等について真剣に考え、その達成に向けた取組の方法論を教員間で話す機会が増えている。『通信制に数値目標はそぐわない』という考え方が強かったが、それに縛られることなく、超えていくべき目標と見ることもできるようになってきた」「教職員の発案等を積極的に導入し、生かし、教育活動の充実が図られている」といった意見がある一方で、「どちらかと言えば有効である」と回答した中にも、「自分たちの取り組みに対する評価なので『甘えと慣れあい』なのかどうしても甘い評価になってしまい、次に続く評価という点で不十分さを感じる」「形式的になってしまい

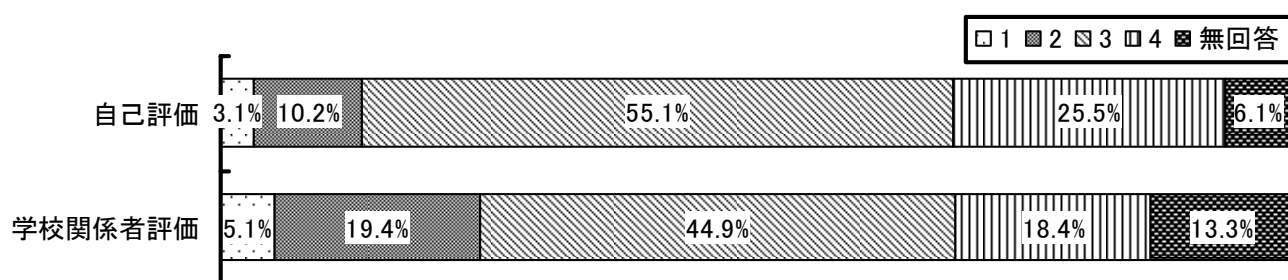
ち。目の前の生徒の指導に追われ、将来的な展望までなかなか目が向いていない現状」といった意見が見られる。さらに、否定的な回答を寄せた高校からは、「日々の業務に忙しいため、評価を分析し改善するには至らないため」「全職員が、その内容を目にする機会が少なく、問題意識の共有化が図られていない」「評価のための評価となっており、改善に繋がらない」といった意見も示された。多忙化は学校教員全体の問題であるが、すでに見てきたように、自学自習の意欲を持つ社会人という本来の教育対象とは性格を異にする多様な生徒が多く入学するようになっているにもかかわらず、教職員配置の基準が旧来のままで不足しているという現状が、評価に対して十分向き合う時間を奪っていることは想像に難くない。

学校関係者評価については、「有効である」が18.4%、「どちらかと言えば有効である」が44.9%、「どちらかと言えば役に立たない」が19.4%、「役に立たない」が5.1%となっている。肯定的にとらえる割合も教育委員会が94%あまりとなっていたのに比べると、63%あまりと30%程度低くなっており、自己評価に対する認識と比べても17%程度低くなっている。否定的にとらえた回答の理由を見ると、「日々の業務に忙しいため、評価を分析し改善するには至らないため」というように、自己評価と同様の意見も示されているが、それ以外にも、「評価体制が不十分。評価者に実態を理解してもらい、適切で有効な評価・支援を得るには、多くの時間、労力が必要。現時点では説明の機会が多い」「いかに通信制教育を理解してもらおうかがまず大切で、そのためにはかなりの時間的経過と、資料提供等が必要である」「通信制課程の教育活動について周知する機会が少なく、評価の際の判断材料が乏しいので必ずしも適正な評価といえない面がある」「学力、家庭環境、生育歴など多様であり、校外の方々には理解しがたい現実がある。特に、学力重視の今日の学校教育の中で基本的な生活習慣からの生活指導に重点を置かざるを得ない現実には校外関係者の理解を得ることは困難と思える」「表面的な評価しか出来ない」というように、学校関係者評価者の評価能力をあげることが課題であることもうかがえる。これは裏を返せば、仮に第三者評価を行う場合に評価者に求められる識見を表しているということもできる。

また、「全日制との併置であるため、評価内容が全日制に偏っている」「定時制昼間部・夜間部、通信制の3部が併設されている学校であり、かなり幅の広い教育をしているため、学校評議員を委嘱し、年に二回の評議員会を開いているが、各課程

に関する意見はそう深いものとはなっていない」など、課程を併設していることに起因する問題点や、「広域のため各県細部に渡り評価を活かしていない」というように、生徒の募集範囲が広域になってしまうことにより生じる問題点も指摘されていた。これらも、通信制高校を評価する場合に、課程が併置されている場合には課程単位で評価する必要性や広域通信制高校の評価の難しさなど、第三者評価のしくみを考える上で貴重な意見と位置づけられよう。

【図 2-4-2】（高校設問 6 関連 現在の自己評価・学校関係者評価の有効性）



4-3 第三者評価の現状と課題

— 「第三者評価ガイドラインの策定に向けた実地検証」結果より
 ここでは、2010（平成 22）年度のガイドラインの改訂に向け、2009 年度に実施された「第三者評価ガイドラインの策定に向けた実地検証」のうち、とくに文部科学省が実施主体となった第三者評価の関係者（学校、設置者、都道府県、評価者）を対象としたアンケートの結果から、本調査研究との関係が深いと考えられる現状や課題について整理したい。

1) 第三者評価に期待するもの

自己評価、学校関係者評価を実施している中で、第三者評価に期待することとして、学校、設置者、都道府県、評価者とも、「学校運営全般についての専門的視点からの評価」「学校運営改善についての専門的助言」を選択した割合が多いという結果となった。2009 年度の実地検証においては、専門家による学校運営の点検と改善についての助言が求められていたといえる。

これに加え、「新たな気付きをもたらす評価」が上位であった点にも留意する必要がある。専門性に加え、第三者評価者の客観的な視点とそこから得られる示唆への期待が伺える結果といえよう。

【表2-4-3】(自己評価、学校関係者評価を実施している中で、第三者評価に期待すること)

	回答数*			
	学校 (32校)	設置者 (29団体)	都道府県 (17団体)	評価者 (194人)
A. 学校運営全般についての専門的視点からの評価	② 26	① 22	① 15	① 150
B. 学校の重点的取り組みについての評価	20	11	5	100
C. 新たな気付きをもたらす評価	② 26	① 22	12	② 144
D. 学校運営全般についての一定基準での客観的評価	18	② 20	9	92
E. 学校運営改善についての専門的助言	① 27	19	② 13	③ 128
F. 自己評価・学校関係者評価の妥当性の検証・補足	16	12	② 13	118
G. 設置者の取り組みに対する評価	4	13	10	102
H. その他(具体的にお書きください。)	0	0	0	1

*回収された調査票のうち、当該選択肢を選択した回答者数/○数字は回答者数の順位

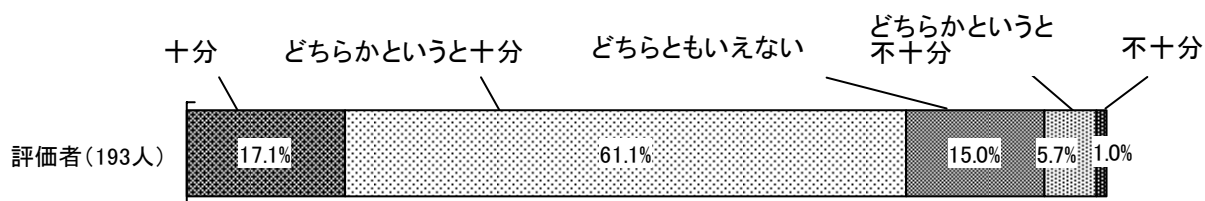
2) 第三者評価の手法／手続き

文部科学省による実地検証においては、『学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕』で示す実施もののうち、「学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チーム」が、原則2泊3日を基本とした日程で学校を訪問し、評価を行うという手法がとられた。その日程において、授業観察やインタビューを行うほか、事前に評価者に対して資料が配布されていた。

評価者に対するアンケートの結果によれば、事前配布資料で不足していた情報と

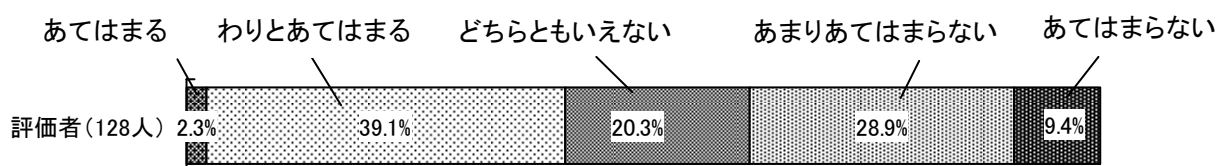
して、欠席率・不登校率など数量化できる基本的な情報全般、学力調査や学習状況調査の結果（学年ごと、教科ごとおよび経年の資料）、学校経営案や教育計画、自己評価書・学校関係者評価書および関連資料、校内研修に関する資料などがあげられた。事前資料の種類や量の精選や提出・閲覧資料の整理の必要性に関する指摘、情報の出し渋りが感じられたという指摘も見られる。

【図2-4-4】（事前に配布された資料から対象校についての情報が十分に得られたか）



さらに、学校や児童生徒の様子を客観的に把握するうえで、「ヒアリングの時間が不十分である」「子どもの活動を観察したい」など必要なヒアリングや授業・活動観察な時間が十分でないことを述べた意見、限られた時間を有効に活用するために「ヒアリングの対象を適切に選定すべきである」という指摘もなされている。

【図2-4-5】（判断材料が不十分なため、学校や児童生徒の様子を客観的に把握できなかった）



限られた日程・人数で第三者評価を実施するうえで、評価者・学校ともに一定程度納得できる評価活動をすすめ、結果を得るためには、双方の負担を考慮しながらも必要な情報を得るための十分な配慮・工夫や、それぞれの評価者が収集した情報をもとに意見を交換し合い、情報の不十分な点を相互に補うことができるようなス

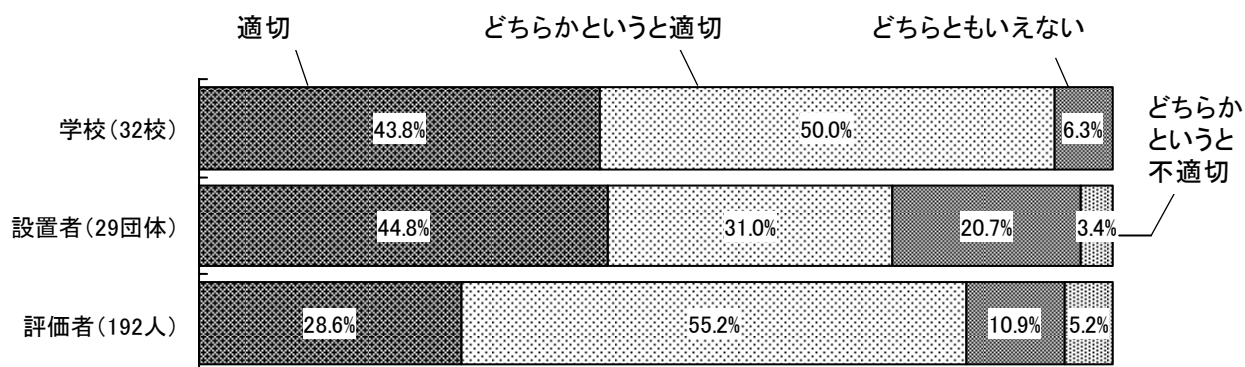
ケジュールの調整が必要であろう。

3) 第三者評価の評価項目

文部科学省による実地検証では、評価項目は、すべての学校で評価が行われる共通項目と、対象校の希望により選択が行われる選択項目の2種類が設定されていた。

アンケートの結果によると、評価項目は学校を評価するものとして適切だったとする意見が学校、設置者、評価者の区別なく多く見られ、対象校が選択項目を選んだ観点としては、「学校運営全体の点検を目的として選んだ」「学校の重点目標に即して選んだ」「取り組みに課題があると考える項目を選んだ」「助言が必要だと考える項目を選んだ」が多く選択されるという結果となった。

【図2-4-6】(評価項目は、学校を評価するものとして適切だったか)



また、評価者は評価項目の設定に学校が関わることについて肯定的ではあるが、その懸念として、「(学校が)自信のある項目を選択する」「学校の都合が優先される」「偏りが生じる」「改善すべき項目と評価項目とが一致しない可能性がある」といった点があげられていた点に留意する必要があるであろう。

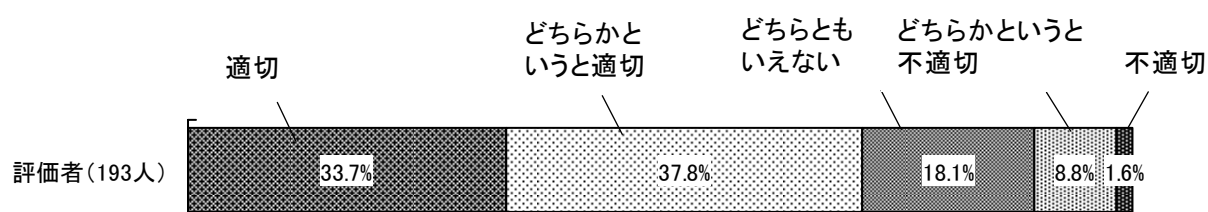
【表2-4-7】(評価項目の希望はどのような観点で選んだか)

	回答数*	
	学校(32校)	
A. 学校の重点目標に即して選んだ。	②	24
B. 学校運営全体の点検を目的として選んだ。	①	25

C. 設置者が設定した共通評価項目をもとに選んだ。	1
D. 取り組みが一定の成果を上げつつある項目を選んだ。	10
E. 取り組みに課題があると考えer項目を選んだ。	③ 20
F. 助言が必要だと考える項目を選んだ。	③ 20
G. 自己評価、学校関係者評価の評価項目と重なる項目を選んだ。	11
H. 自己評価、学校関係者評価の評価項目と異なる項目を選んだ。	0
I. その他	0

*回収された調査票のうち、当該選択肢を選択した回答者数

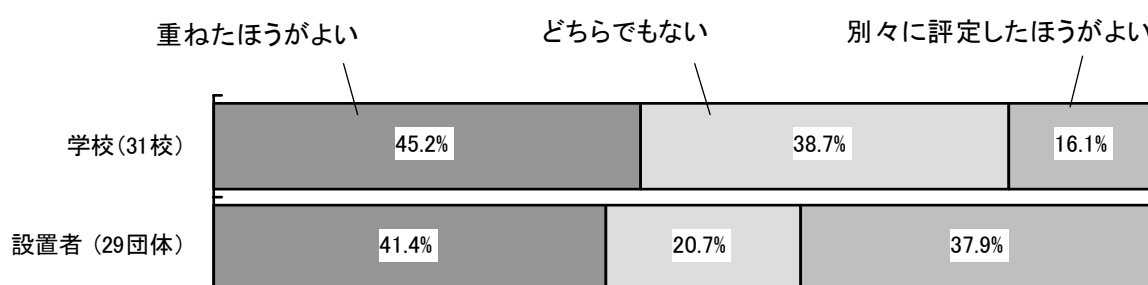
【図2-4-8】(評価項目の設定に学校が関わることについて)



さらに、自己評価、学校関係者評価の評価項目と、第三者評価の項目の関係については、重ねたほうがよいとする意見、別々に評定したほうがよいという意見に分れ、とくに学校よりも設置者のほうが後者の割合が高いという結果となった。

前者の理由として「自己評価・学校関係者評価の検証に役立つ」「同じ項目を多くの視点から評価するほうが客観的な結果が得られる」、後者として「第三者評価は、自己評価や学校関係者評価とは目的や性質が異なる」「専門的(客観的)立場からの独自の項目設定が必要」がそれぞれあげられている。

【図2-4-9】(自己評価、学校関係者評価の項目と第三者評価項目との関係について)



これらの結果は、第三者評価の役割・守備範囲をどのように設定するのかと深い関連を有する。自己評価・学校関係者評価との関連を重視するのであれば、それに応じた評価項目の重点化が必要となる。その一方で、学校運営全般についての評価を期待するのであれば、一定程度網羅的な評価項目を設定する必要があるといえよう。

なお、評価者からは、評価対象とはされなかったが評価を実施したほうがよかった項目として、「授業の状況」「教育課程等の状況」「設置者との連携の状況（設置者の支援状況）」「施設の状況」が多くあげられた。これは先述のとおり、すべての学校で評価が行われる共通項目と、対象校の希望により選択が行われる選択項目の 2 種類の評価項目が設定されていることから、これらの項目を選択しなかった学校の存在を示すものである。学校の教育活動の中心が教育課程や授業にあることを考慮すると、とくに前 2 者は共通項目・選択項目を設定する際に十分な検討が必要であることを示唆するものと考えられる。後 2 者はいずれも第三者評価を実施するうえで学校と設置者の関係をどこまで考慮するかを問うものであるといえる。

4) 学校特性に応じて配慮すべき点

文部科学省による実地検証では、高等学校、特別支援学校等においても小中学校と同様の評価項目で評価を行った。そのことについて、学校、評価者からは、高等学校は学校の特色が多様であること、特別支援学校は学校に求められる専門性が異なることなどの理由により、小中学校との共通項目に加えて、学校種による特色・課題について評価することができる評価項目を設定すべきであるとの指摘がなされた。

項目の例として、高等学校では専門性、進路指導体制、大学進学・就職状況が、特別支援学校では個別支援計画、自立活動や領域・教科を合わせた指導など独自の教育課程、地域の特別支援教育の展開にあたってのセンター機能などがあげられている。

さらに、学校種に応じた評価項目を設定するという事は、それによって評価者もしくは評価チームに必要とされる専門性が異なるという指摘にもつながる。学校種や個々の学校の状況に応じて、評価者に必要な資質や評価チームの構成を検討することも、学校の特性を踏まえた評価の実施とその結果に基づく改善を促すうえで

重要な課題といえよう。

(参考・引用)

有限責任監査法人トーマツ (2010) 『平成 21 年度 第三者評価の実践結果を踏
まえた評価手法等の効果検証にかかる調査研究 最終報告書』

4-4 通信制高校の第三者評価に対する関係者の意見 (1)

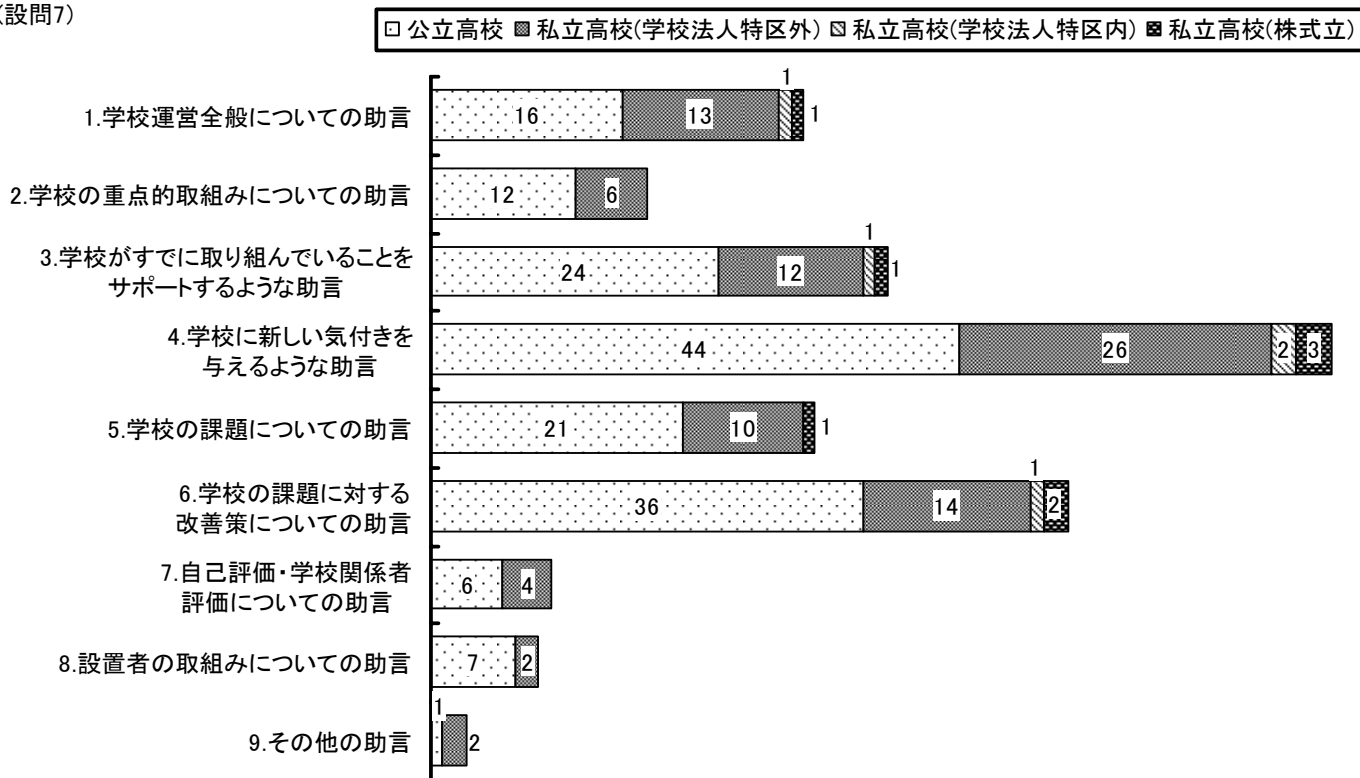
一 第三者評価に期待するもの

前節のような第三者評価の現状と評価者および被評価者の意見をふまえつつ、以下3節にわたって、今回のアンケート調査結果から通信制高校の関係者(通信制高校・教育委員会・設置認可権者)が第三者評価にどのような意見や期待を持っているかを見ていく。そのうち本節では「第三者評価に期待するもの」を見ておきたい。そのために、「第三者評価において専門的な助言が得られる場合に、どのような助言を期待するか」を尋ねた設問(通信制高校対象:設問7, 教育委員会対象:設問6)と、「第三者評価が自己評価や学校関係者評価の支援を行なう場合、評価者に期待したい活動」を尋ねた設問(通信制高校対象:設問8, 教育委員会対象:設問7)のうち、資料閲覧やインタビュー、施設の見学など通常訪問時に行なう活動以外の「その他の活動」に関する回答状況を検討することにする。

まず、「第三者評価において専門的な助言が得られる場合に、どのような助言を期待するか」を尋ねた設問(複数選択可)に対する通信制高校の回答状況(回答数:98校)を見ると、次頁の図2-4-10のように、「学校に新しい気付きを与えるような助言」が75校と最も多く、「学校の課題に対する改善策についての助言」が53校、「学校がすでに取り組んでいることをサポートするような助言」が38校、「学校の課題についての助言」が32校、「学校運営全般についての助言」が31校の順となっている。公立高校の場合はこのような全体の傾向と同じであるが、構造改革特区外の私立高校については、「学校運営全般についての助言」が3番目に多く、「学校がすでに取り組んでいることをサポートするような助言」、「学校の課題についての助言」がそれに続いている。設置者による若干の順位の違いはあるが、全体としてこれらに関する助言が第三者評価者に期待されていることがわかる。

【図2-4-10】（高校設問7関連 第三者評価において期待する専門的な助言内容）

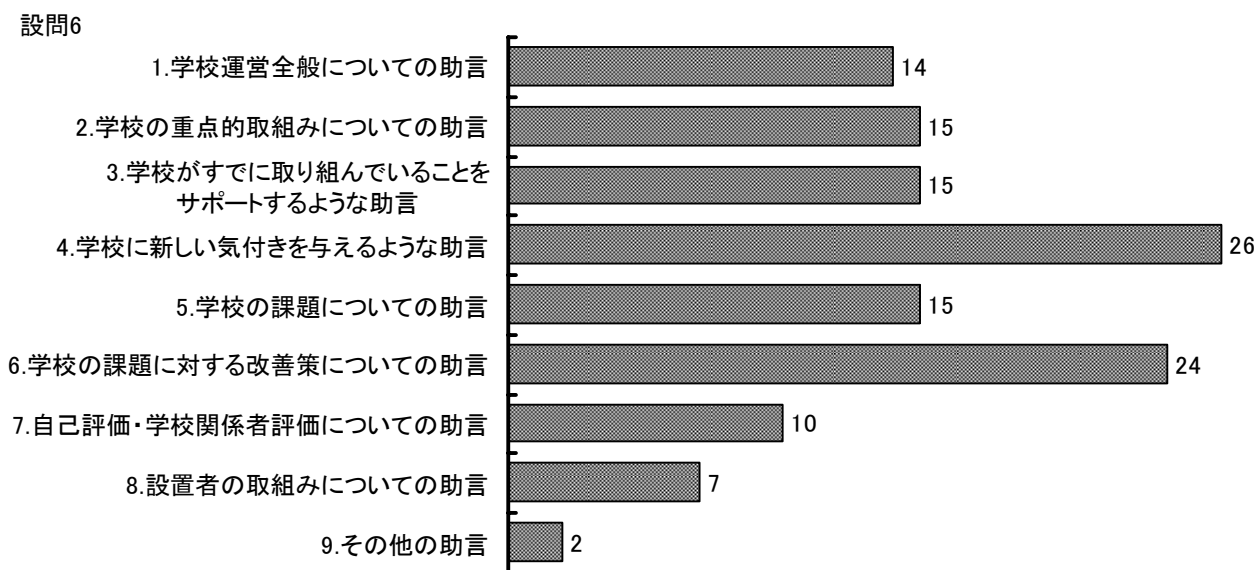
（設問7）



それに対して教育委員会の回答状況（回答数：36委員会）を見ると、図2-4-11のように、「学校に新しい気付き与えるような助言」が26件と高校同様最も多く、「学校の課題に対する改善策についての助言」が24件、「学校の重点的取り組みについての助言」「学校がすでに取り組んでいることをサポートするような助言」「学校の課題についての助言」が同数で15件、「学校運営全般についての助言」が14件の順となっている。「学校の重点的取り組みについての助言」の回答が高校よりも上位に来ているところが特徴的であるが、ほぼ同じような傾向だと見ることができる。いずれの場合も、「自己評価・学校関係者評価についての助言」や「設置者の取り組みについての助言」は少ないが、実際には、自律的な学校運営の中核となる自己評価の検証や、諸条件の整備について中心的な役割を果たしている設置者の取り

組みを評価の視野に入れずに第三者評価を実施することは、改善のヒントを得るためだけの評価になってしまい、それを基にした自己改善や設置者ぐるみの抜本的な改善につながらないものになりかねないことには注意を要する。

【図2-4-11】(教委設問6関連 第三者評価において期待する専門的な助言内容)

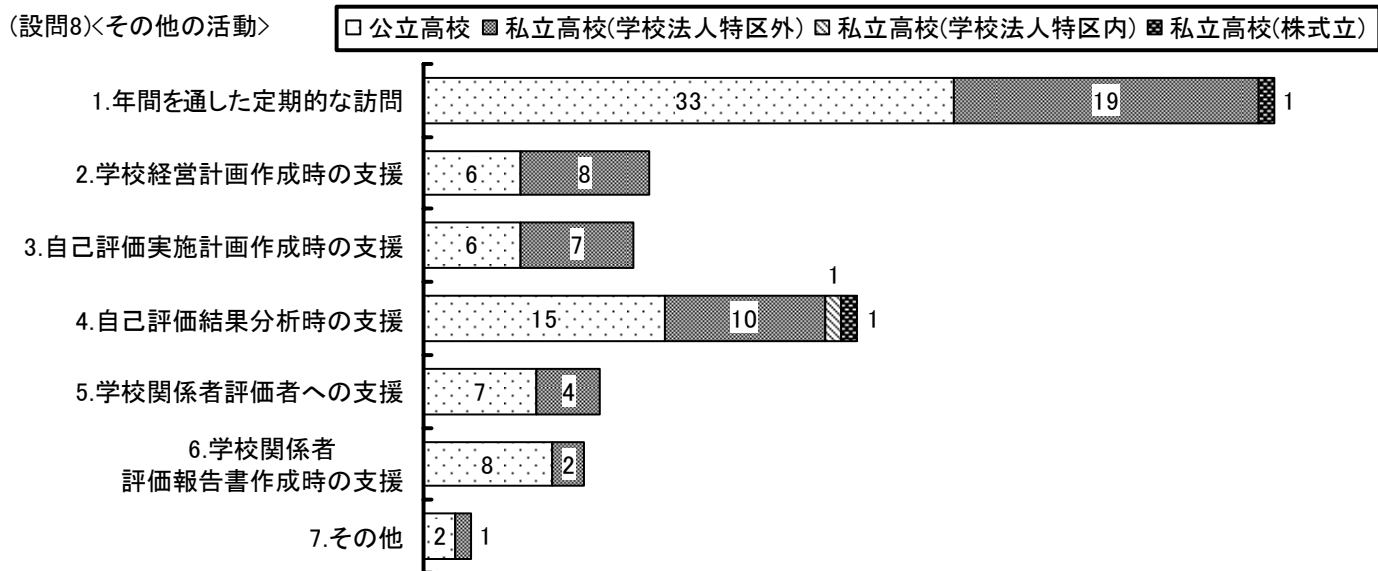


なお、「その他」の助言として、高校からは「学校運営において全日制・定時制と比べて通信制は補助金等、行政の支援も全く異なります。その中でどれだけ教育の質を向上させていくのか、また必要な行政の支援は何か、日本の学校教育の1つの重要な場である高等学校として、通信制で学ぶ生徒の力になっていただけたらと思います」「当該校の良さを別の視点で発見してもらおう」というような意見が、教育委員会からは「学校の優れた取組を明確にして発展させるための助言」「特別な支援を必要とする生徒が増加していることから、教育相談の分野や医療分野における助言」などを求める意見がそれぞれ提示された。いずれも評価対象となる学校の「良さ」を認めるとともに、それぞれの特殊性を十分にふまえた助言をすべきとの意見と伝えよう。

次に、「第三者評価が自己評価や学校関係者評価の支援を行なう場合、評価者に期待したい活動」を尋ねた設問のうち、資料閲覧やインタビュー、施設の見学など通

常訪問時に行なう活動以外の「その他の活動」に関する回答状況を見ていこう。この設問は、2日間あるいは3日間程度で行なわれているわが国の従来の第三者評価のあり方では、学校を十分理解した評価を行い、評価される学校からもその結果が信頼されるまでには至らない、言い換えれば、本当の意味で学校の自律的な改善を支援することにはなりえないのではないかと、という課題意識を基に設定した設問である。この設問（複数選択可）に対する通信制高校の回答状況（回答数：98校）を見ると、図表2-4-12のように、「年間を通した定期的な訪問」が53校と最も多く、「自己評価結果分析時の支援」が27校、「学校経営計画作成時の支援」が14校、「自己評価実施計画作成時の支援」が13校、「学校関係者評価者への支援」が11校、「学校関係者評価報告書作成時の支援」が10校の順となっている。公立高校の場合はこのような全体の傾向に比べて、学校関係者評価関連の支援が上位にあることは、公立高校の方が学校関係者評価への取り組みが進んでいることと無関係ではないだろう。

【図表2-4-12】（高校設問8 第三者評価者に期待する活動 <その他の活動> 関連）



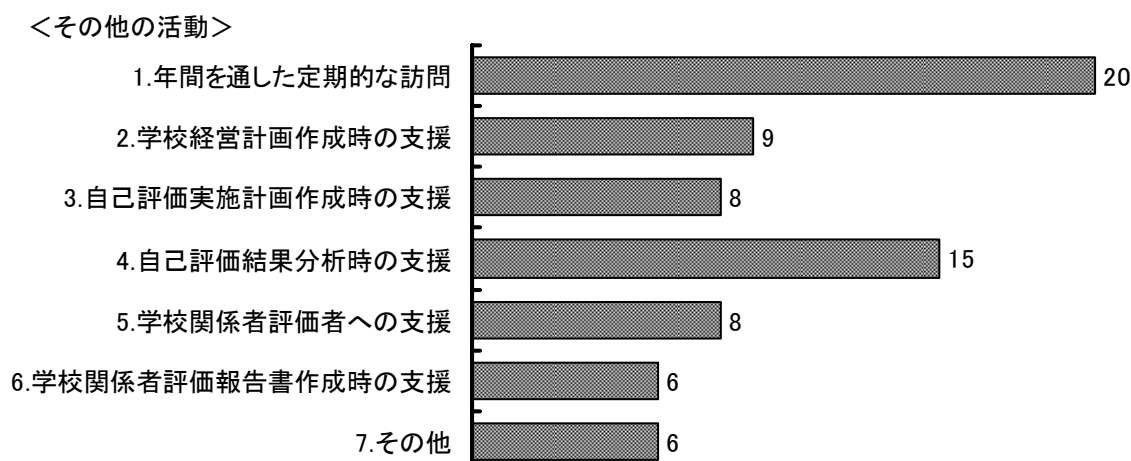
選択肢	設置者			
	公立高校	私立高校 (学校法人特区外)	私立高校 (学校法人特区内)	私立高校 (学校設置会社)
年間を通した定期的な訪問	33	19		1
学校経営計画作成時の支援	6	8		
自己評価実施計画作成時の支援	6	7		
自己評価結果分析時の支援	15	10	1	1
学校関係者評価者への支援	7	4		
学校関係者評価報告書作成時の支援	8	2		
その他	2	1		

それに対して、教育委員会の回答状況（回答数：36 委員会）を見ると、図 2-4-1 3 のように、「年間を通した定期的な訪問」が 20 件と最も多く、「自己評価結果分析時の支援」が 15 件、「学校経営計画作成時の支援」が 9 件、「自己評価実施計画作成時の支援」と「学校関係者評価者への支援」が 8 件、「学校関係者評価報告書作成時の支援」が 6 件の順となっており、高校とほぼ同様の回答傾向となっている。「その他」として示された意見には、「第三者の方がどのような方であるのか（経歴・職業・得意とする分野）により、期待する活動は異なってくる」との意見の他、「学校自己評価結果、関係者評価結果の評価」、「（同じ評価者が通常の第三者評価で行なわれているような活動を）数年に一度、定期的実施することによる専門的・客観的な立場からの評価」「学校関係者評価委員会に同席しての助言・支援」などが示された。

通信制高校、教育委員会ともに「年間を通した定期的な訪問」を求める声が多かったことは、先に見たように、「学校関係者評価者が学校の状況を十分把握できないために適切な評価ができない」という意見とつながるところがある。現在のわが国の学校における自己評価結果は、学校の状況を記述してそれを評価するというようなスタイルではなく、評価項目を設定してそれを教職員が評定し、その結果の背景を分析して課題を析出するというスタイルが主流になっているため、第三者評価者がそれを見ただけでは学校の状況を把握できないことが根底にある。「年間を通した定期的な訪問」を通じて学校の状況をできるだけ把握することが評価者に求められている訳だが、このことには、学校の教職員と評価者がコミュニケーションする機会を増やすことによる、評価者への信頼感の醸成といった別の効果も期待できる。第 4 章でとりあげる、アメリカのアクレディテーションにおける評価者、あるいは評価機関と学校との関係のような、長期にわたるコミュニケーションと学校改善を進める上での同僚どうしの支援関係を構築することの重要性は、それと直接示され

てはないものの、このような意見の傾向から導くことができるのではないだろうか。

【図2-4-13】(教委設問7 第三者評価者に期待する活動 <その他の活動>関連)



4-6 通信制高校の第三者評価に対する関係者の意見 (2)

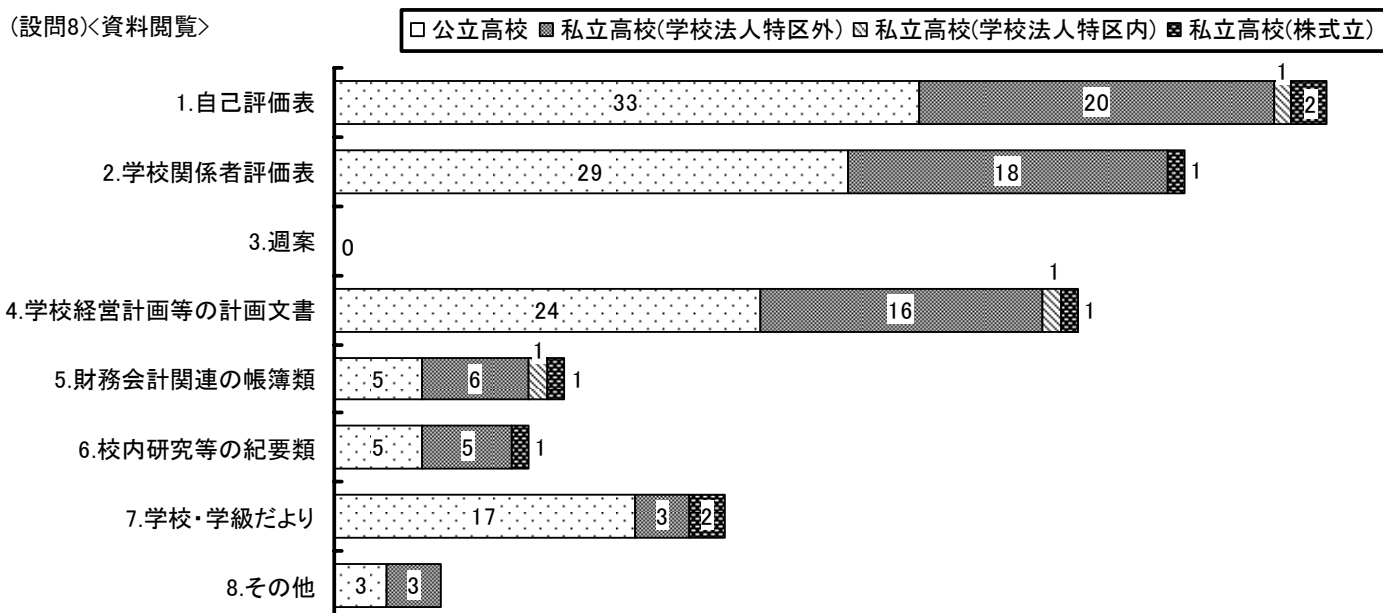
— 第三者評価者の手法／手続き

ここでは、第三者評価者が学校を訪問している時に、どのような活動を期待しているかを見ていきたい。それぞれの設問では、一般的に行なわれている「資料閲覧」「インタビュー」「活動観察」「施設見学の場所」の4つについて、何が必要だと考えるかを複数回答で求めている。

まず、「資料閲覧」の対象となる資料として必要なものを選んでもらっている。この設問に対する通信制高校の回答状況(回答数:98校)を見ると、図2-4-14のように、「自己評価表」が56校と最も多く、「学校関係者評価表」が48校、「学校経営計画等の計画文書」が42校、「学校・学級だより」が22校となっている。「校内研究等の紀要類」「財務会計関連の帳簿類」はいずれも10校程度にとどまった。ちなみに「その他」としては「レポート」「テスト」「シラバス」「パンフレット(学校要覧)」「カリキュラム」「生徒指導記録」「評価表などの内容に関する資料」など、

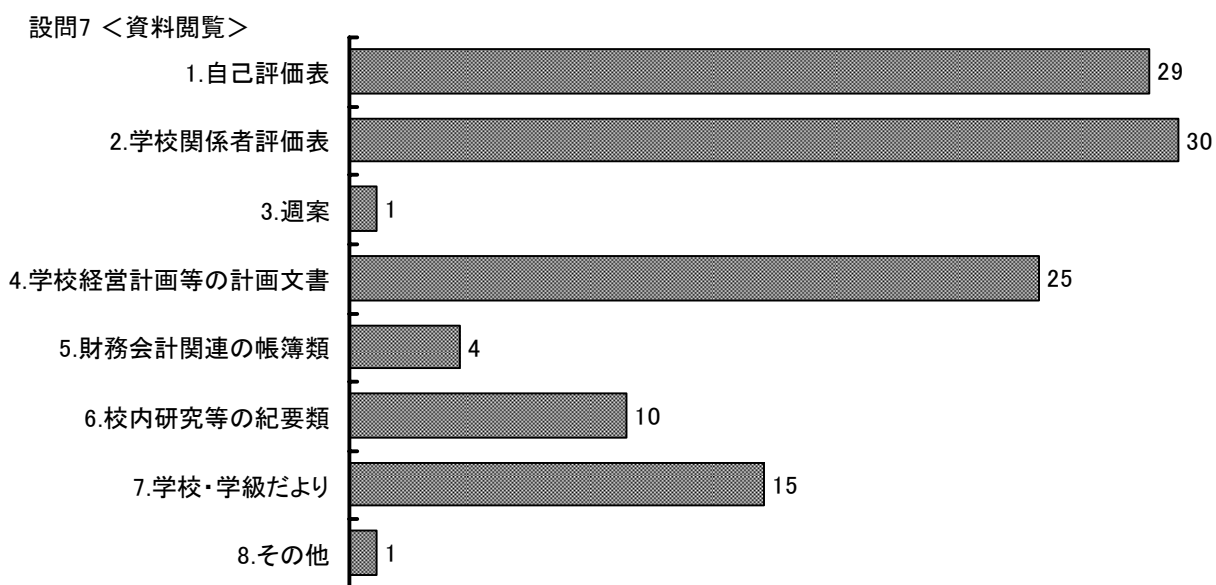
生徒に対する直接的な教育指導・生徒指導に関する資料があげられた。

【図 2-4-1 4】(高校設問 8 第三者評価者に期待する活動 <資料閲覧> 関連)



それに対して教育委員会の回答状況（回答数：36 委員会）を見ると、図 2-4-1 5 のように、「学校関係者評価表」が 30 件と最も多く、「自己評価表」が 29 件、「学

【図 2-4-1 5】(教委設問 7 第三者評価者に期待する活動 <資料閲覧> 関連)



校経営計画等の計画文書」が 25 件となっており、若干の順位の変動はあるが、上位 3 つについては高校と同じものがあげられた。つづいて「学校・学級だより」が 15 件、「校内研究等の紀要類」が 10 件、「財務会計関連の帳簿類」 4 件であった。「その他」の資料としては、「学校プロフィール。アセスメント結果」があげられた。

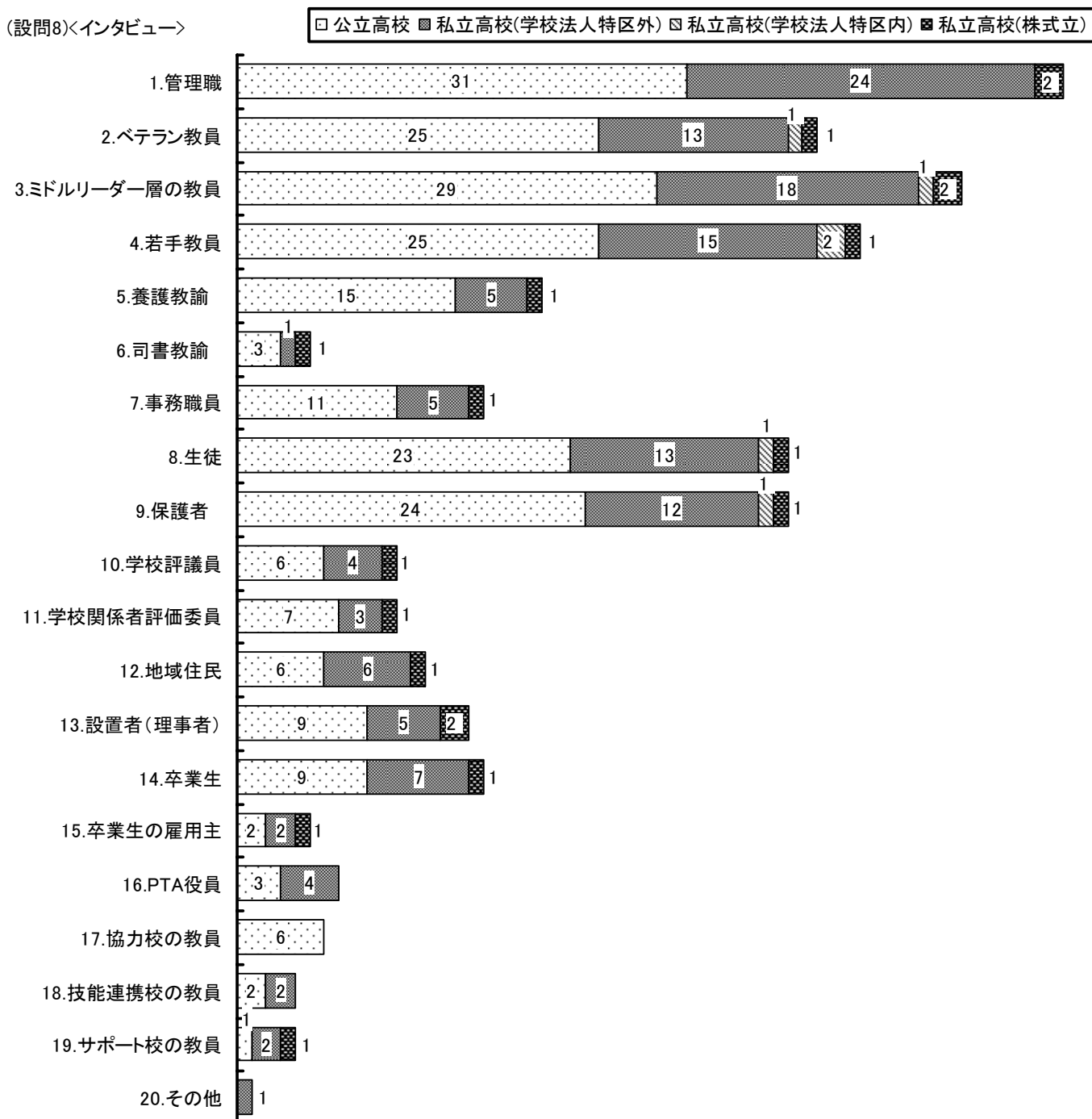
高校、教育委員会ともに、直接的な教育活動に関連する資料よりも、学校経営関連の資料を重視していることがわかる。第三者評価に求められる役割が、直接的な教育活動に関する評価よりも経営面の評価を重視していることのあらわれかもしれない。

次にインタビューの対象者についてみると、通信制高校（回答数：98 校）側は、次頁の図 2-4-1 6 のように、「管理職」が 57 校、「ミドルリーダー層の教員」が 50 校、「若手教員」が 43 校、「ベテラン教員」が 40 校、「生徒」が 38 校、「保護者」が 38 校などとなっている。管理職だけでなく幅広い層の教員と生徒・保護者に対するインタビューは設置者の違いに関わらず多くの高校が求めているものである。それに続くものとして、「養護教諭」が 21 校、「事務職員」が 17 校、「卒業生」が 17 校、「設置者（理事者）」が 16 校、「地域住民」が 13 校、「学校評議員」が 11 校、「学校関係者評価委員」が 11 校、などがあげられる。必置ではない養護教諭があげられている理由は、当該教員が関わる領域に現在の通信制高校の抱える問題があるためだと考えられる。また、地域住民や学校評議員、学校関係者評価委員などもあげられている。高校によっては、地域の切実な教育要望に長年応えてきたところもあり、そのような側面の評価を求めているのではないだろうか。

それに対して教育委員会の回答状況（回答数：36 委員会）を見ると、図 2-4-1 7 のように、「管理職」が 34 件、「ミドルリーダー層の教員」が 25 件というところまでは高校側と同様だが、その後に「生徒」と「保護者」（各 18 件）、「学校関係者評価委員」（17 件）が続いている。管理職だけでなく幅広い層の教員に対するインタビューを求める高校側とは異なり、「若手教員」（14 件）、「養護教諭」（12 件）、「ベテラン教員」（11 件）などはいずれも半数を下回った。「学校関係者評価委員」が比較的上位に来ているところも高校側との違いである。高校側ができるだけ多くの教員が第三者評価に参加することの意義を比較的高く位置づけているのに対して、学校関係者評価委員については、4-2（現在の自己評価・学校関係者評価に対する通信制高校関係者の認識）でも見たとおり、「学校関係者評価」に対する評価の低さが

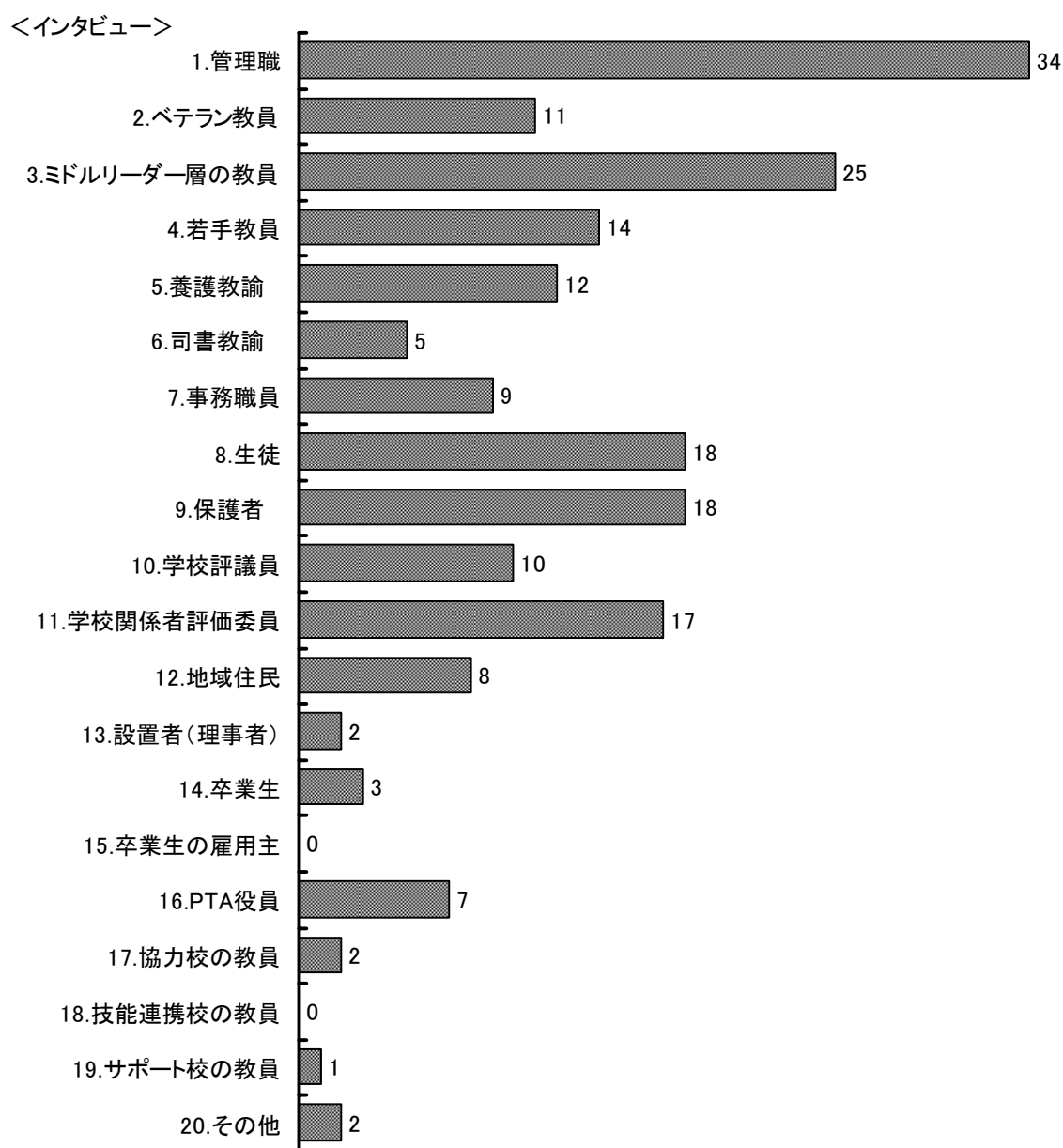
反映しているのかもしれない。

【図2-4-16】(高校設問8 第三者評価者に期待する活動 <インタビュー> 関連)



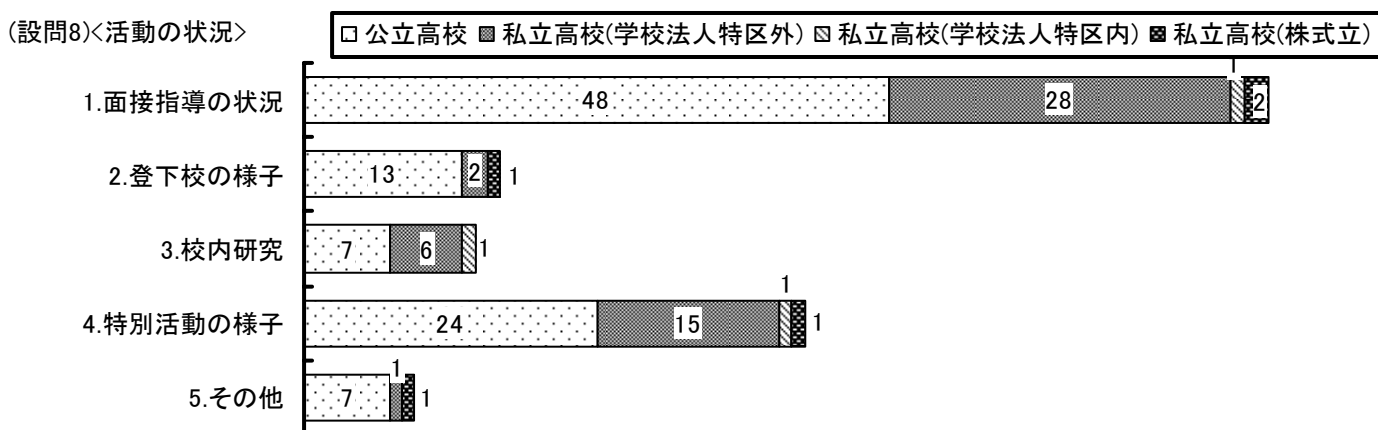
従来の第三者評価におけるインタビューは、設置者や実施者の意見に沿った形で
行なわれてきたようだが、幅広い層の教員と第三者評価者が直接対話することは、
各教員の評価への参加意識を高めるだけでなく、評価への信頼性を向上させること
も期待できるので、できるだけ多くの教員と評価者が対話するような評価が望まし
いことを示しているといえよう。

【図2-4-17】(教委設問7 第三者評価者に期待する活動 <インタビュー>関
連)

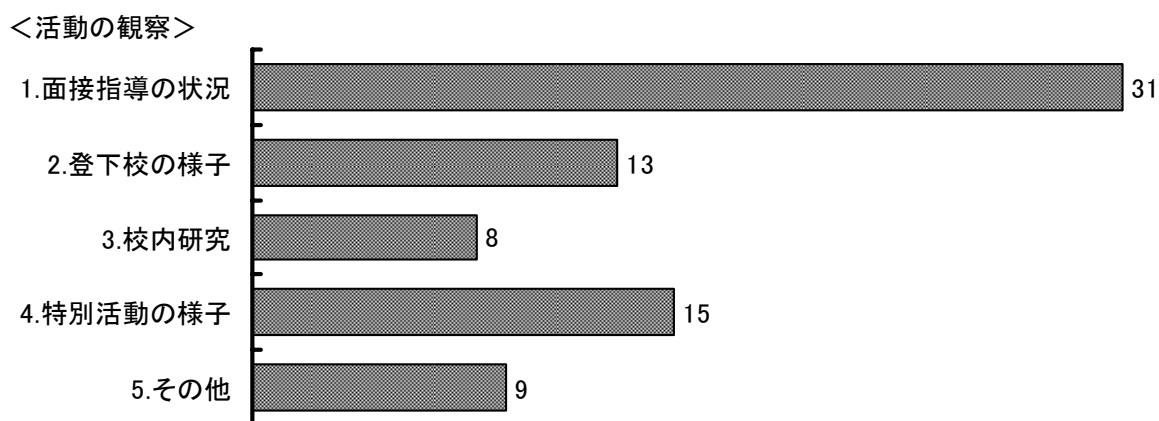


最後に、第三者評価者が観察する活動内容と施設見学の場所に対する意見を見ておこう。活動内容に対する通信制高校（回答数：98校）側の回答状況は図2-4-18のように、「面接指導の状況」が79校、「特別活動の様子」が41校、「登下校の様子」が16校、「校内研究」が14校となっている。他方、教育委員会の回答状況（回答数：36委員会）は図表2-4-19のように、「面接指導の状況」が31件、「特別活動の様子」が15件、「登下校の様子」が13件、「校内研究」が8件、とほぼ同様

【図2-4-18】（高校設問8 第三者評価者に期待する活動＜活動の観察＞関連）



【図2-4-19】（教委設問7 第三者評価者に期待する活動＜活動の観察＞関連）

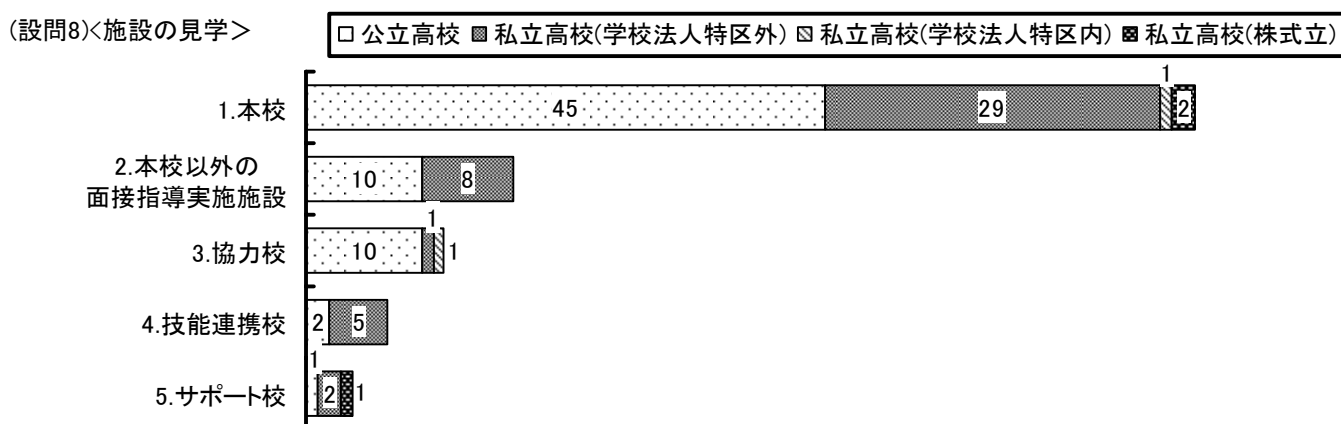


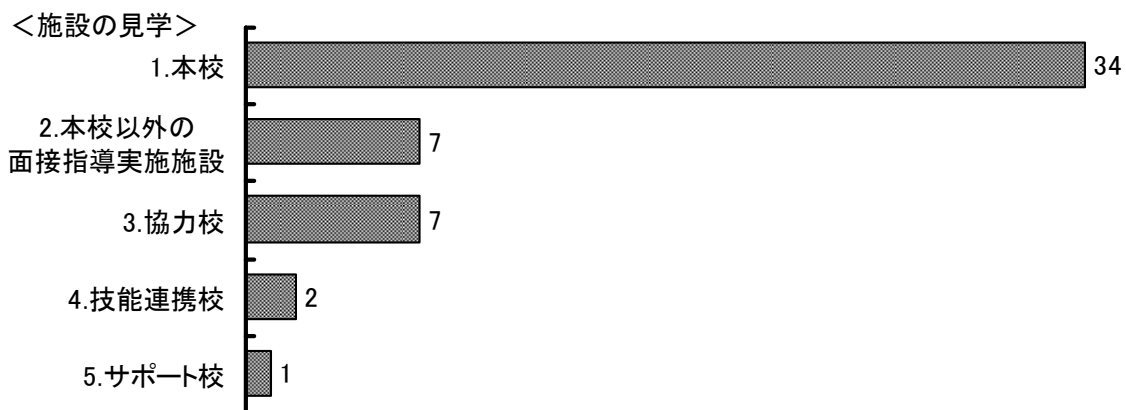
の順位になっている。小・中学校や通学制の高校であればまだしも、通信制の高校においても「登下校の様子」を観察すべしと言う意見が少なからず示された背景には、通信制といえども「通学させる」ことを生徒に課す必要がある高校が少なからずあるという状況が考えられる。なお、「その他」の活動内容として高校側からは、

「添削指導に対するアドバイス」「報告課題添削の状況」「添削指導の状況」「添削レポート（氏名とか隠す）」といったように、面接指導と同様通信制教育の柱となる添削指導に関する活動の観察を求める声が複数あった。また、「面接指導以外の時間の校務」「年間を通じた通信教育業務観察」など、「何をやっているのか見て欲しい」という意見も示された。第三者評価者に通信制高校の実態をまず知ってほしいという意図とも思われる。また、「自宅学習の様子」という意見も示された。実際の観察ができればよいのだろうが、海外の評価の例でも無作為抽出した生徒にさまざまなアンケート活動を行っている。そのような活動を通じた「自宅学習の様子」に関する情報収集も重要な評価資料となると言えよう。教育委員会からも、「スクーリングの様子」「レポートの添削状況」「授業や考査等での様子」「保健室を利用している生徒の様子」などが示された。面接指導だけでなくスクーリング全体の状況を観察する必要があるということであろう。

施設の見学場所については図2-4-20のように、高校側、教育委員側とも「本校」（高校77校、教委34件）が最も多かった。「本校以外の面接指導実施施設」「協力校」「技能連携校」「サポート校」などについては、それほど多くなかったが、個別指導が重要になっているのであれば、本校以外の指導場所について、全く無視してよい訳ではないだろう。

【図2-4-20】(高校設問8／教委設問7 第三者評価者に期待する活動＜施設の見学＞関連)





4-7 通信制高校の第三者評価に対する関係者の意見（3）

— 第三者評価の評価項目

今回のアンケートでは、2010年7月に改訂された文部科学省『学校評価ガイドライン』に示される「第三者評価を行う際の評価項目・評価の観点例」を基に、「仮に通信制高校の第三者評価を行なう場合、それぞれの評価領域・分野を評価対象とすることは、質的保証の観点および経営支援の観点からどの程度必要だと思いますか」と問い、必要性の程度を4段階（4：「是非必要」・・・1：「全く必要ない」として）で評定するよう求めている。ここでいう質的保証の観点、経営支援の観点とは、必ずしも一般的なものではなかったため、本アンケートにおいては以下の通り定義づけた上で尋ねることとした。

質的保証の観点： 学校としての機能をきちんと果たしているかどうかを保護者や行政当局に対して情報提供するために必要かどうか。

経営支援の観点： 貴校の学校経営の改善にとって第三者の目で評価することが必要かどうか。

実際の回答状況を見ると表2-4-21のとおり、両者の違いが必ずしも十分理解されなかったのかもしれないが、評定の平均値で比較した場合ほとんど差がなかったため、以下の分析においては、「質的保証の観点」の回答を基に、通信制高校と教

【表 2-4-2 1】(高校・教委・設置認可権者設問 1 第三者評価項目に対する意見)

<領域>	評価項目 <分野>	通信制高校			教育委員会			設置認可権者 評価平均
		評価平均① 質保証	評価平均② 経営支援	評価平均の差 (①-②)	評価平均① 質保証	評価平均② 経営支援	評価平均の差 (①-②)	
組織運営の状況	○学校の組織運営の状況	2.94	2.83	0.10	3.58	3.64	-0.06	3.60
	○学校と設置者の連携の状況	2.85	2.80	0.05	3.22	3.25	-0.03	3.27
	○目標設定と自己評価の状況	3.05	2.93	0.13	3.56	3.56	0	3.22
	○学校関係者評価の状況	2.95	2.82	0.13	3.36	3.31	0.05	3.27
授業等の状況	○教育課程等の状況	3.03	2.87	0.16	3.53	3.42	0.11	3.64
	○授業の状況	3.07	2.95	0.13	3.47	3.39	0.08	3.36
	○特別支援教育の状況	2.84	2.69	0.14	3.22	3.11	0.11	2.98
	○教職員の研修の状況	2.76	2.78	-0.02	3.17	3.19	-0.02	3.09
指導・管理の状況	○生徒指導の状況	3.10	2.97	0.14	3.42	3.25	0.17	3.42
	○児童生徒の人格的発達の状況	2.80	2.69	0.11	3.25	3.11	0.14	3.18
	○保健管理の状況	3.02	2.88	0.14	3.25	3.19	0.06	3.13
	○安全管理の状況	3.25	3.12	0.13	3.34	3.29	0.05	3.20
	○キャリア教育(進路指導)の状況	3.05	2.91	0.14	3.36	3.19	0.17	3.27
	○部活動の状況	2.38	2.29	0.09	2.91	2.83	0.08	2.52
	○学校に対する児童生徒・保護者の意見・要望等の状況	3.11	3.09	0.03	3.39	3.22	0.17	3.51
家庭・地域との連携協力の状況	○学校に関する情報提供の状況	3.08	3.02	0.06	3.53	3.39	0.14	3.36
	○保護者・地域社会との連携の状況	2.97	2.91	0.05	3.22	3.17	0.05	3.13

育委員会のそれぞれの評価項目に対する意見を見ておきたい。また、設置認可権者に対するアンケートでも同ガイドラインに示される第三者評価を行う際の評価項目・評価の観点例のうち、「仮に通信制高校の第三者評価を行なう場合、設置認可権者として認可対象の通信制高等学校について、どのような評価の分野に関連した情報を得ることを期待しますか」という設問を設け、期待する程度を4段階（4：「是非必要」、1：「全く必要ない」として）で評定するよう依頼しているので、以下の分析においては上記三者の評価項目に対する必要性の異動を見ることで、第三者評価における評価項目検討の一助としたい。

表 2-4-2 1 では、評価平均値の上位約 3 分の 1（1 位～5 位程度）に薄い色を、中位約 3 分の 1（6 位～10 位程度）に濃い色をつけてある。これで見ると、通信制高校の評価平均が他に比べて全体的に低いことが見て取れる。個別の学校から見ると、評価項目が学校の現状に合わないものがあるということなのかもしれない。また通信制高校と教育委員会と設置認可権者の間で、どこに重点を置くべきかについての意見に相違があることが見えてくる。たとえば、通信制高校の回答では、最も評価平均が高いのが「安全管理の状況」となっているが、教育委員会や設置認可権者の場合はそれほど上位ではない。また、通信制高校の回答の上位が、「家庭・地域との連携協力の状況」「指導・管理の状況」に比較的集中している。とりわけ「指導・管理の状況」については、通信制高校側から自由記述の中で、「通信制に入学し

て来る生徒はたいへん多様化している。そのような状況で、特別支援教育や生徒の発達状況、保健管理、安全管理等が重要となっている」と指摘されているように、生徒の多様化を直接肌で感じている学校側が必要と考える評価項目となっているようである。それに対して、教育委員会や設置認可権者の回答の上位は、「組織運営の状況」「授業等の状況」「家庭・地域との連携協力の状況」の3領域に分散している。なかでも、「学校の組織運営の状況」という評価分野が教育委員会と設置認可権者の回答ではいずれも最上位に位置づいているのに対し、通信制高校の回答では中位にも入っていないという状況など、評価項目に対する意識の違いが顕著なものもある。「授業の状況」「学校に関する情報提供の状況」など、三者ともに上位にあげているものもあるが、何を評価するかについては、学校と行政機関の側での調整が個別学校毎に必要な場合があるかもしれない。

なお、アンケートではガイドラインが示す項目以外に通信制高校の評価に際して必要な項目がないかを通信制高校、教育委員会、設置認可権者にそれぞれ自由記述で尋ねている。高校側からは、評価項目よりも評価者の人選が重要と言う意見や、私立高校の評価をする時の軸足のおきかたとして、経営と教育のバランスを欠いてしまうと適切な評価ができないという主旨の意見などが複数示された。そのなかでも多く指摘されたものとして、「授業に関する項目」がある「学校評価ガイドライン」の項目は毎日登校する学校を対象としたものになっているので『授業』の概念も通学制に即したものになっている。そのため、通信制の「授業」に関する項目は、面接指導、添削指導など通信制に特化したものが必要」という理由によるものである。他にも、ガイドラインが想定していない評価分野として、「スクーリングは当然のことながら、スクーリング以外の部分についても、一定水準の授業実施の観点から、教員免許状保有持であることが望ましい」ため、「指導を行う者の免許・資格の取得状況」や、単位取得率の低さや単位履修登録をしない生徒なども多いことから「生徒の学習管理の状況」、生徒の多様化等に対応する意味で「受け入れ前の生徒への対応」などを新設する必要もあるように思われる。具体的に提案された項目を、現在のガイドラインが示す第三者評価における評価領域や分野に当てはめると以下のとおりとなる。ちなみに、○はガイドラインに示されている評価分野、●は通信制高校向けに新設することが必要と思われる評価分野である。特段意見が示されなかった評価分野については削除してある。

<組織運営等の状況>

○学校の組織運営の状況

- ・（広域通信制高校）県外施設（協力校、サポート校等）の設置及び学校運営状況
- ・本校以外で面接指導を実施する場合、高等学校通信教育規程第11条に定める「特別の事情」があり、かつ「教育上及び安全上支障がない」かどうか

○目標設定と自己評価の状況

- ・自己評価項目の設定にあたって、協力校やサポート校から情報や意見が収集されているか

●学校関係者評価・第三者評価の状況

- ・評価者に対して通信制高校の特色や課題について適切に周知できているか

<授業等の状況>

○教育課程等の状況

- ・特色ある教育活動を行っているか
- ・学習面における基礎基本を重点とした取り組みの適切性
- ・独自のカリキュラムを構築し、多様な生徒状況に対応できるようにしているか

○授業の状況

- ・報告課題の設定、添削の適切性
- ・面接指導（題材、実施回数と単位認定に必要な回数、計画性や柔軟性など）の適切性
- ・スクーリングにおいて課題（レポート）のフォローアップが適切になされているか
- ・レポート、スクーリング、テスト（R.S.T）が生徒の実態を踏まえ実施されているか
- ・面接指導の代替方法の適切性
- ・生徒の実態に応じた学習面での指導を行っているか
- ・協力校・地域学習会場に関する項目・観点
- ・添削指導・面接指導の実施状況

- ・ 本校以外の面接指導実施施設がある場合はその運営状況
- ・ 視聴覚教材等のとりあつかい

○特別支援教育の状況

- ・ 発達障害、精神疾患について理解し、適切な配慮が来ているか

●指導を行うものの指導能力の確保

- ・ 授業実施者の教員免許状の有無について

●生徒の学習管理

- ・ 受講登録及び単位修得に関する項目・観点
- ・ 単位修得状況についての分析、改善措置の適切性
- ・ 不受講（無活動）への対応など適切な学習管理がなされているか
- ・ 通信制の課程を考えた場合、在籍期間の問題、履修登録をしないまま在籍する生徒の問題
- ・ 生徒は確かな学力を身に付けているか

<指導・管理の状況>

○生徒指導の状況

- ・ 生徒の状況について積極的な把握に努めているか
- ・ 高校卒業単位の認定にとどまらず、個々の生徒の将来を見据えた指導方針、指導体制が出来ているか
- ・ 不登校の生徒に対し、教育目標をもち、個々の特性を理解した上での指導が適切に行われているか
- ・ ホームルームあるいは学級運営において、美化活動、学級管理上の環境整備をどのように推進しているか（保健管理上でも重要）
- ・ スクーリングのない日の生活面での問題について
- ・ 組織的・継続的な生徒指導を行っているか
- ・ 規範意識を高める生徒指導に取り組んでいるか

○キャリア教育（進路指導）の状況

- ・ 進路保証としての特別活動の利用のあり方について
- ・ 計画的な進路指導（キャリア教育）を行っているか

●受け入れ前の生徒への対応

- 入学前に個別の生徒状況について個別相談などを通して理解しているか
- 入学前に通信制による指導の姿勢を正しく伝えているか

<家庭・地域との連携協力の状況>

○学校に関する情報提供の状況

- 生徒の学習状況（報告課題の提出状況や面接指導への出席状況）の本人や保護者への通知が適切になされているか
- 生徒本人に対する情報の伝達・公開の適切性
- 保護者、地域住民に対して通信制高校の特色や自校の取り組みについて適切に情報提供できているか
- サポート校に関する情報提供の適切性（サポート校を通信制高校本校と誤解を招くような場合がある）

○保護者・地域社会との連携の状況

- 開かれた学校づくりに取り組んでいるか

【資料】 通信制高等学校の第三者評価に関するアンケート(調査票および添付資料)

(1) 通信制高等学校用

(2) 教育委員会用

(3) 設置認可権者用

(4) 『学校評価ガイドライン』[平成22年改訂][参考2-2]に示された
「第三者評価の評価項目・観点の例」

